

産業生活常任委員会
予算常任委員会産業生活分科会

(令和3年12月13日)

○ 平野貴之委員長

どうもおはようございます。

それでは、ただいまから産業生活常任委員会を開会しますので、インターネット中継を開始してください。

マスク着用によって収録音声が聞こえにくくなることがありますので、発言の際には必ずマイクのスイッチをオンにして、マイク正面に近い位置からなるべくはっきりとした口調で発言いただきますようお願いいたします。

審査順序については、市立四日市病院、市民文化部、商工農水部の順で審査を行います。

なお、議案以外の事項としましては、市民文化部で4件、商工農水部で1件の協議会がございます。いずれも当委員会中に扱ってまいりますのでご了承願います。

次に、11月定例月議会における委員会の中で、新たな所管事務調査を実施するかどうかを確認させていただきます。何か提案はございますか。ないですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、この議会中の所管事務調査はしないということにさせていただきます。

なお、休会中の所管事務調査のテーマについては、後ほどお諮りしたいと思います。

それでは、市立四日市病院に係る議案の審査に入ります。

まず、事務長より挨拶をお願いします。

○ 加藤市立四日市病院事務長（病院事業副管理者）

皆様おはようございます。市立四日市病院でございます。先週の一般質問に続きまして、本日から委員会ということで、今回も一番手ということでお世話になります。どうぞよろしくお願ひ申し上げます。

本日でございますけれども、まず、新型コロナウイルス感染症の影響を踏まえた補正予算案、それと、経常的な病院経営に係る債務負担行為に係る補正予算のほうをご審議いただきます。その後、条例改正の議案についてご審議いただくこととなりますので、どうぞ

よろしくお願ひいたします。

○ 平野貴之委員長

ありがとうございました。

議案第48号 令和3年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算

○ 平野貴之委員長

それでは、議案第48号令和3年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算を議題といたします。

では、説明をお願いします。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

市立四日市病院、総務課長の稲垣でございます。よろしくお願ひします。

それでは、資料の説明をさせていただきたいと思ひます。

議案第48号令和3年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算についての説明でございます。

本日、タブレットにアップさせていただいております予算常任委員会資料に基づき説明をさせていただきます。

タブレット、トップページの今日の会議、こちらの上から二つ目の産業生活常任委員会、分科会、それから、その後、一番下の206補正予算資料（市立四日市病院）、こちらのほうをお開きいただきますようお願ひします。

予算書につきましては、令和3年11月補正予算書の153ページ、それから、令和3年11月定例月議会、11月補正予算参考資料につきましては、84ページに記載がございます。

それでは、資料のほうご覧いただきたいと思ひます。資料の3ページをお願ひいたします。

議案第48号令和3年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算でございます。

1、収益的収入及び支出、資本的収入及び支出の予算補正でございます。

今回の補正につきましては、この資料3ページの下の方の（2）の補正理由のところに記載してございますが、新型コロナウイルス感染症の影響により患者数が減少している

ため、入院収益、外来収益について減額するものです。

一方、国、県からの新型コロナウイルス感染症対応関係の補助金収入の増加が見込まれることから、収益的収入及び資本的収入の補助金につきまして増額をいたします。

また、患者数の減少に伴いまして薬品費に不用が生じますので、薬品費を減額する一方、コロナ患者の増加に伴いまして、個人防護具の使用料及び購入単価の増などにより診療材料費に不足が生じることから、診療材料費を増額いたします。

内容につきましては、資料7ページ及び8ページで説明をさせていただきたいと思いません。

それでは、資料の7ページをお願いいたします。

(6) 新型コロナウイルス感染症の影響による補正の内容でございます。

(1) 入院収益及び外来収益の減額につきましては、下の表にありますように、入院収益が3億5000万円、外来収益が1億2000万円で、合計4億7000万円でございます。

表の右に患者数がありますが、当初予算で見込みました患者数と比較して入院で4%の減、外来で0.6%の減となっております。

下のグラフにつきましては、平成30年度から令和3年度の1日当たりの入院患者数、外来患者数のグラフで、黒が令和3年度です。

8ページへ参ります。

(2) 材料費の減額及び増額につきましては、患者数の減少に伴って薬品費に不用が生じる一方、コロナ患者の増加に伴いまして、個人防護具の使用料及び購入単価の増などにより診療材料費に不足が生じるため、薬品費を1億5000万円減額、そして、診療材料費を2億円増額いたします。

(3) 新型コロナウイルス感染症対応関係補助金収入の増額につきましては、収益的収入が医療提供体制の整備に係る補助金収入で7億円でございます。

まず、病床・医療体制等確保事業として6億5432万4000円、内訳につきましては、入院病床の確保に係る事業で5億5932万4000円、これは、新型コロナウイルス感染症の患者の入院病床を確保するのにかかった費用について、空床及び休床になった病床数に応じて補助を受けるものでございます。

それから、病院全体の医療体制の確保に係る事業で8500万円、これは、新型コロナの感染症患者の急増に伴いまして、受入れ病床が逼迫した場合に入院患者受入れの即応病床、今年度に受入れ病床を増床した分になりますが、こちらを割り当てられた医療機関に対す

る補助のほか、ワクチン接種、こちらは医療従事者向けの個別接種でございます。こちらや、新型コロナの対応に当たる職員の宿泊施設の確保などに要する経費への補助でございます。

そして、外来診療・検査体制の確保等に係る事業で1000万円、これは、妊婦への分娩前ウイルス検査に係る経費に対して補助を受けるものでございます。

次に、防護具、消毒液等の購入で4567万6000円、内訳は、個人防護具購入に係る事業で4007万8000円、新型コロナ感染症患者の受入れを行う入院病床で使用します個人防護具、そして、新型コロナ疑い患者に対する外来等で使用する個人防護具の購入費用に対する補助でございます。

そして、消毒液等院内感染防止のための物品購入に係る事業、こちらにつきましては、院内感染防止対策を講じる際に使用する消毒液の購入費用に対する補助でございます。

それから、資本的収入につきましては、医療機器等の購入に係る補助金収入で30万円、対象は、院内においてコロナ患者の搬送に使用するストレッチャー3台でございます。

収益的収入と資本的収入を合わせまして7億30万円でございます。これらにつきまして、資料4ページに収益的収支総括表、それから、5ページに資本的収支総括表を添付しておりますので、またご確認をいただければと思います。

次は、資料の9ページをご覧くださいませようお願いいたします。

2、債務負担行為補正でございます。

5件ございますが、うち4件は、来年度の4月1日からを履行期間とします契約を今年度中に締結することから債務負担行為の補正を行うもので、残りの1件につきましては、来年度の看護師の採用に関しての貸付けの募集を今年度中に実施するもので、5件とも今年度中には支出を行わない、いわゆるゼロ債務でございます。

上の表でございます。5項目ございます。事項と期間、そして、限度額の表でございますが、表の下の（補正内容）の①から順に説明をさせていただきたいと思っております。

まず、①中央材料室管理運営等業務委託費でございます。病院内の中央材料室における器械の滅菌、それから、診療材料の物品払出しと中央手術室における手術用滅菌物等の準備、手術後の器械洗浄、それから、中央手術室及びICU・HCUの助手業務でございます。期間は、令和3年度から令和6年度までとなっておりますが、債務負担行為でございますので、履行期間としては来年の4月1日からの3年間でございます。限度額は3億4650万円でございます。

10ページへ参ります。

②の業務・事務処理委託等に要する経費でございます。これにつきましては10項目ございます。

内訳といたしましては、（１）臨床検査業務委託、患者さんから採取した組織や血液などの検査を委託するものでございます。期間は1年間で、限度額8870万4000円。

（２）放射線量測定業務委託、こちらは、放射線治療を行っておりまして、その部屋の放射線量を測定する必要がありますので、これを測定する業務の委託、こちらの期間は1年間で、限度額172万7000円。

（３）電話交換等業務委託、病院に電話をしていただきますと、まず電話交換が生まれ、そこからいろいろな部署に電話を取り次ぐことをしてもらい、そういった委託でございます。期間は1年間で、限度額が1279万1000円です。

（４）インターネットパソコン運用支援業務でございます。当院で使用しておりますインターネットパソコンやサーバーのウイルス対策ソフトウェアのライセンス料や修理、それから、それに対するフォローであるとかの技術的な支援の業務委託でございます。期間は1年間で、限度額277万4000円です。

そして、（５）病院情報システム運用支援業務でございます。電子カルテシステムをはじめとする総合医療情報システムの機器及びソフトウェアに関する障害対応、提携オペレーション、サーバー等の機器の点検、管理といった電算室の業務の支援を委託します。こちらは期間3年間で、限度額8010万7000円です。

（６）以降は、産業廃棄物の廃プラスチック、金属類、ペットボトルの産廃の処理業務委託でございます。期間は1年間で、それぞれ、廃プラ、限度額862万4000円、金属類、限度額33万円、ペットボトル、限度額26万4000円、そして、事業系の一般廃棄物の処理運搬業務委託が704万円、最後に、一般古紙のリサイクル処理業務委託、こちらが限度額8万8000円でございます。

そして、③事業用機器等運用経費でございます。これにつきましては2項目ございまして、期間はそれぞれ分かれております。

まず、（１）新生児ベビー服賃貸借、新生児の赤ちゃんのベビー服、1年間の限度額515万8000円でございます。

（２）輸液ポンプ・シリンジポンプ賃借料でございます。輸液ポンプは、患者さんに一定量、一定速度で薬液の投与が必要な場合に使用される機器で、いわゆる点滴、こちらを

弾力のあるチューブを使用して薬液を投与する際に使用されるものです。シリンジと違いますのは注射器のことで、チューブではなくて、合成のある注射器を使用することで、少量でより正確な投与ができるといったものです。このようなポンプの賃貸借で、機器の耐用年数が6年ということで、6年間で限度額5211万4000円でございます。

11ページへ参りまして、④の事務用機器等運用経費でございます。これにつきましては、コピー機3台と部門系のインターネットパソコンのサーバーでございます。コピー機につきましては、使用枚数により3年間と5年間とに期間が分かれております。

(1) 総務課で使用するカラーコピー機が3年間で限度額236万5000円。(2) 医事課で使用するモノクロのコピー機、3年間で限度額77万5000。(3) 地域連携医療相談センター、愛称サルビアで使用するモノクロコピー機、5年間で限度額100万4000円。

それから、(4) 医療従事者や事務職員が使用する部門系のインターネットパソコン105台とサーバー4台、こちらが5年間で2518万8000円でございます。

そして、⑤就職準備資金貸付事業費、来年4月からの1年間でございます。限度額が1500万円でございます。当院に就職していただく看護師さん、助産師さんへの就職準備のための貸付金として、1人につき30万円、50人分を計上しております。これにつきましては、3年間当院にお勤めいただけたら返還免除となります。

そして、最後12ページ、参考といたしまして、新型コロナウイルス感染症対応の状況でございます。

1、マスク、消毒液等の保有状況は、表に記載のとおりでございます。

説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

説明ありがとうございました。

それでは、こちらの議案に関して質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○ 萩須智之委員

細かいことなんですけど、今ご説明いただいた10ページの概要の(8)のペットボトルなんですけれども、これとか廃プラスチックというのは、全部やっぱり医療用の廃棄物になるんですかね、病院から出るものは。

そういう扱いですと、特別な業者さんというのは伺っているんですけど、ペットボトルの

再利用が事業化されているので、その方たちの仕事を奪うわけにはいかないとは思いますが、案外聞くとところによると、リサイクルでエコになってないという話もあるので、当時はクリーンセンターで燃料にするということもあるから、そのまま燃やしたらどうかなとちょっと思ったんですけど、どういうふうに扱っていらっしゃるかだけ説明いただけますか。

○ 鈴木市立四日市病院施設課長

施設課の鈴木でございます。

ペットボトルにつきましては、医療従事者、うちのスタッフから出てくるもの、それから、患者さんから出てくるもの、そういったいわゆる病院の中で出てくるものということになっております。

ペットボトルの処理についてですけれども、収集をしていただいて、一部たしか再利用にも業者のほうに取り組んでいたかと思えます。焼却というか、そういうふうなことにはなっておりません。

○ 荻須智之委員

すみません、そういうので経費がかかるようやったら焼却するというのも手かなという説がもともとちまたにもありますもので、どうかと思いました。

ただ、業者さんがそれをなりわいにしているのに、すっと取り上げるということは絶対あってはならないので、そういうことを将来的に考えていっていただいたらなと思って発言しました。結構です。

確認なんですけど、病院の入院患者さんとかが飲んで出たものは、やっぱり普通のごみではないということですね。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

よろしいですか。よろしいですね。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、質問はほかにはないということですので、討論に入りたいと思いますが、討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

ないようですので、では、分科会としての採決を行いたいと思います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第48号令和3年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算については、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るものはありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

全体会送りはなしということでした。

[以上の経過により、議案第48号 令和3年度市立四日市病院事業会計第1回補正予算について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第61号 市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正について

○ 平野貴之委員長

それでは、次に、議案第61号市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正についてを議題といたします。

では、説明をお願いします。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

それでは、議案第61号市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正について説明をさせていただきます。

タブレットにアップさせていただいております産業生活常任委員会資料に基づき説明をさせていただきます。

タブレットのトップページの今日の会議、上から二つ目の産業生活常任委員会、分科会、こちらの上から二つ目の001市立四日市病院（追加資料）をお開きくださいますようお願いいたします。こちらの資料は、8月定例会議の協議会資料を抜粋したものでございます。

それでは、2ページをお願いいたします。

1、改正の内容、こちらでございます。病床数につきまして、一般病床566床を535床に改めます。感染症病床は2床で変更がございません。総病床数を568床から537床といたします。

2番、改正の背景でございます。北勢地域5市5町の2015年の国勢調査を基準とします5年ごとの人口推移は、2020年をピークに、2045年には約74万人になると予測をされております。

下の①のグラフでございます。この北勢二次医療圏の患者数もこれに伴って減少することが見込まれております。

急性期医療を提供しております当院におきましては、これまで平均在院日数を短縮して病床の回転率が上がるよう努めてきておりまして、3ページの②のところのグラフをご覧くださいと思います。当院を含む急性期医療を担う市内の3病院の患者数が減少する中、こちらにつきましては、3ページの③のグラフでございます。結果として、必然的に病床利用率が低下して、余剰病床が発生しております。こちらが、3ページの④のグラフがその状況の図でございます。このように収益を生まない余剰病床にも管理コストは要しておりまして、経営を圧迫する要因の一つにもなっております。このことから、第四次市立四日市病院中期経営計画の重点項目に掲げた取組であります病床規模の適正化、こちら

を早期に実現する必要があるということでございます。

4 ページへ参ります。

こうした中、当院では、令和2年度のICU及びHCU機能強化改修工事によりまして、3階手術室付近に手術後の重症患者の治療を行いますICU及びHCUを増床いたしまして、診療報酬加算等によって収益の向上につながっております。

また、HCUを12床増床したことで重症患者をより多く受け入れられるようになりまして、急性期医療の提供体制の強化はもとより、一般病棟の負担軽減にもつながっております。

先ほど申し上げましたとおり、病院全体で余剰病床が発生する中、工事後に3階に残った一般病床の31床は、看護効率が悪いことから使用しておりません。この当該病床につきましては、大規模改修工事における一時的な薬局として使用することを想定しておりました。

一方、医師の居室である医局につきましては、現在2階と3階に分かれておりまして、この31床の病床を改修して3階に医局を集約することにより、手術後の集中管理が必要な患者さんの急変時にも医師が早期に対応できる環境を整えることができるほか、医師同士の連携の強化や医局の執務スペースの拡張にもつながってまいります。

このように、今回の大規模改修工事におきまして未改修の薬局、中央検査室、中央放射線室の3部門と医局のハード整備を行うことによりまして、病床規模の適正化による経営改善を図るとともに、令和3年8月定例会議会におきまして次年度予算への提言をいただきました労働環境の向上につなげていきたいと、このように考えております。

それから、最後、参考資料といたしまして、東海3県の同規模の市立病院では、過去5年間で8病院中5病院が病床を削減しておりまして、病床数の減少傾向が見られます。

なお、一宮市立病院は10床の増床となっておりますが、こちらは緩和ケア病床の新設によるもので、一般病床は削減しております。下の表がその数字の表でございます。

説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

説明ありがとうございました。

では、ただいまの議案に関しまして質疑、意見のある方は挙手をお願いします。

○ 小林博次委員

平成27年、このグラフで見ると、病床利用状況の減少傾向が見えているよね。今回の病床を減らす、31減は、これ全国的に同じような傾向で病棟数を減らしておるのやけど、ちょっと疑問があるのは、コロナが全国的に蔓延して、野戦病院、だから臨時病院でも造って対応せなあかんがという、こういう状況を迎えたのに、その対応があまり見られない。

病床逼迫しても、民間の病院で何床あると言われても、実態は全然受け入れてないというところもあったりして、なかなかうまくいってないのが状況やと思うんやわ。

四日市は、その辺の状況はどんなことになっているのか、ちょっとその辺教えてくれる。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

新型コロナの患者さんの受入れの状況ということでご質問をいただきました。

当院におきましては、病床の確保、今までも一般質問のご答弁、委員会でも説明させていただいておりますけれども、別棟の救急病棟のほう、そちらのほうを活用いたしまして患者さんを受け入れてきております。

第5波で患者さんが増えたとき、受入れ病床数を増床いたしまして、一般病棟から看護師、一定の看護に当たりますには知識や経験、技術、こういったものが必要になりますので、そういった知識や経験、技術を持った看護師を応援ということで、そちらのコロナの患者のほうの対応に当たらせて、そちらの応援を受けて対応に当たってきたところがございます。

病床につきましては、どこでもいいというわけではございませんので、感染対策、こちら感染管理がきちんとできる場所にあるといったこと、それから、看護に当たるメインは、看護師が治療に当たるわけなんですけれども、やはりこれも数というわけにいかずに、やはり先ほど申し上げました知識や技術、経験、こういったものも必要になってまいりますので、可能な範囲で対応してきております。

あとは、当院の役割といたしまして、急性期医療を担う中核病院として柔軟な対応が必要な重篤な患者さん、こちらの対応も引き続き行っていかなければいけませんので、そちらのほうの対応をさせるスタッフを充てる必要がございます。そういったバランスを取る中で今まで対応してきていると、そのような状況でございます。

○ 小林博次委員

その説明は従来も聞いておるけど、知りたいのは、コロナが出てきてから、一般病棟が使われるのがかなり減ったと思っておるのやわ。だけど、救急車は当番病院があつて、市立四日市病院に行きたがつて指定しても、いや、今日、割当てが県立総合医療センターですからといって搬送される。

そうすると、普通、民間病院やと、私のところ対応できますから来てくださいというのが普通の、商売で言うと普通の商売なんやね。客が減っておるのに、客をよそへ回してくれという、輪番制か順番制か知らんけど、そういう在り方というのは、逆に問題があらへんの。

それなら、もう市立病院という独立した団体と違って、県立総合医療センターとか、ほかも全部統一して一つの病院として運営するほうが合理的にならへんのかな。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

救急患者の受入れということでございますが、当院、今年度もおおよそ95%近い患者さん、救急車の要請の受入れをしております、この辺りは。

○ 小林博次委員

いや、そんな話をしてない。

市立四日市病院に行きたいって救急車に言っても、今日、当番が別の病院ですからとそっちへ振られる。それをそんなやり方っておかしいのと違うのと言っているわけ。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

二次救急の輪番のことで、失礼いたしました。申し訳ありません。

二次救急の輪番につきましては、当番日を決めてやっておりますけれども、輪番日以外は受け入れないということではございません。輪番日につきましては……。

○ 小林博次委員

いや、そんな話をしてない。

市立四日市病院へ行きたいという指定をしても別の病院へ搬送されているけど、普通はそんなことはあり得んのと違うのって言うておるわけや。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

失礼いたしました。

輪番というのはあくまでも原則でございまして、市立四日市病院のほうをご希望されてということで。

○ 小林博次委員

いやいや、そんなこと言ってない。

市立四日市病院を指定されてもほかの病院へ移送されておるけれども、普通の民間病院なら、客が減ったって客を増やす努力をする。別に病気にさせて努力はできやんけど、客が希望するのにほかへ行ってくれと言われておるんやけど、そんな在り方はおかしいのと違うのって聞いておるわけ。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

すみません、いろいろちょっと理解が足りなくて申し訳ございません。

救急の受入れにつきましては、病床だけではなくて、そのときに対応に当たっているスタッフの状況、外来、ER、救急外来での対応状況もございまして。

救急車を幾つか受け入れておりまして、受入れがこれ以上は難しいということであれば、他へ回っていただくということもございまして。

○ 小林博次委員

委員長、質問に答えるように言ってくれる。

○ 平野貴之委員長

質問の趣旨は分かりますか。

○ 小林博次委員

市立四日市病院へ行きたいと救急車で言ってもほかの病院へ転送されているけど、普通の例えば民間、これ病院の話やけど、普通の仕事やったら、仕事がだんだん減っていったら確保するような、そういう努力をせなあかんやろ。そういう努力をしてないわけや。ほかの病院へ行ってくださいと言っておるわけや。

今の説明やと、市立四日市病院って言われたら市立四日市病院へ来るという、でも、実際によそへ運ばれて、コロナと違ったら初診で1万5000円取られたって、この前も議会報告会のときに市民の人がそういう訴えをしておったけど、そういう現象が起きているんやわね、実際には。

普通は自分のところの病院に来てくださって、空いていますからって言えばいいわけな。あんたの答弁は、病院の都合でそっちへ行ったか分からんという答弁やけど、そんなことと違う。

○ 加藤市立四日市病院事務長（病院事業副管理者）

小林委員のおっしゃるご趣旨というのは、経営状況が悪い中、一般病床が空いているというところで、もっと患者を受け入れるべきだという、そういうご趣旨かなというふうに思います。

一般病床は、先ほどの資料のとおり、稼働率が低くなっておるのが実態のところですが、一方、救急に関しましては、当番日が原則ございます。当番日でなくても、やはり当院の役割であるとか、これまでに当院にかかっておられる、あと、市の中心部にあるとか、いろんな要因で市立四日市病院に運んでほしいという患者さんが多いというのは実態でございます。

輪番はあくまで原則でございまして、可能な範囲で当然当院に救急のほうは受入れをやっておるわけなんですけれども、やはり先ほど総務課長が申しあげましたように、そのときの状況によって診察室がもういっぱいであるとか、重度の患者さんが複数おられるというようなときは、やはり受入れ自体を一時的にちょっとお断りして、よその病院に願いますというふうな実態がございます。

もちろん逆のパターンもございますけれども、そういったところで可能な範囲で受入れをさせていただいております。応じ率95%程度で推移しておりますけれども、中には、小林委員がおっしゃったように、現実的には受入れをお受けすることができずに、患者さんの本意に反するようなことがあるというのは事実でございますけれども、その辺りについてはご理解いただければというふうに思います。

○ 小林博次委員

多分コロナらしき発熱で、かなり衰弱しているし、救急で市立四日市病院にかかったこ

とがある人やから市立四日市病院にお願いしますと言ったけど、県立総合医療センターへ搬送されて、血中酸素濃度が93で、何もされずに帰された。また、数時間してもっとひどくなってきたから、また救急車呼んで、それでまた市立四日市病院ではなくて、また県立総合医療センターへ搬送された。

だから、当番制という制度がある間は、幾ら市民市立四日市病院側が何か言っても、市立四日市病院には連れていってもらえやんということになると大問題やと思うんや、患者からしたら。その辺りやっぱり改善されやんといかがなもんかなと。

病院側がいっぱい次の病院へ行くと、これはあり得る話で、そうと違うので、市立四日市病院に確かめたけど、あんな入院患者ががらがらで、昼間も客がおらへん。先生の腕が悪いでおらんのと違って、コロナで客が減ったわけやわね。

だから、やっぱり病院、当番制とかその辺りを見直さんとちょっとまずいのと違うかなと思うので、今質問した。くどくなるとあかん、この話はこれで終わります。

○ 平野貴之委員長

ということです。

○ 豊田祥司委員

追加資料の2ページの改正内容のところ、一般病床と感染病床と書いているんですけども、感染病床2床というのは、これはこれでいいんですか。今回のコロナの場合もこの対応だった。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

感染症病床2床といいますのは、そういった感染症の患者さんを収容するために陰圧であるとか室内に浴室やトイレ、こういったものを備えた病床ということになります。

コロナの対応につきましては、この病床以外にも、先ほども説明させていただいております救急外来、救急病棟を使用して、そういった設備はないんですけども、感染対策、感染管理ができる、患者さんの動線も分離できると、そういったところに対応しているものでございまして、コロナの患者さんの入院ということではございません。こちらにつきましては、変わらずということでございます。

○ 豊田祥司委員

分かりました。

もう一つ、2番の改正の背景のところ、7行目、余剰病床にも管理コストは要し、これはこの間も聞いたので、管理コストは要しているんだとは思いますが、その後の経営を圧迫する要因の一つにもなっていると書いているんですけども、そんなに管理費がかかっているというイメージは、この間の説明では受けなかったんですけども、これの書き方というのは、これで合っているんですか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

管理コスト、経営を圧迫する要因の一つということなのですが、実際に入院患者さんの治療に当たるのは、主として病棟へ入院していただいておりますので、そちらのほうの看護に当たる看護師、こちら先ほど申し上げたようにメインになるんですけども、病棟、病床の稼働が下がってきますと、例えば7対1の看護でございますので、単純化するために病室が七つ、この病棟がそれぞれ三つあると、7床ずつの病棟が三つあるとしたときに、患者さんが4人ずつ入っていると仮定しますと、合計で12人の患者さんが、3病棟あって12人の患者さんが見えると、看護師は1人ずつ配置ということで、1日で考えますと、3病棟で3人の3交代というふうに考えれば、9人看護師が必要になってくるということになります。

これを、例えば看護師1人で7人の患者さんを看護できますので、三つ目の病室の4人を、病床4床分の患者さんを一つ目と二つ目に割り振りますと、それぞれ病棟6人ずつ患者さんを病室、割り振りますと、患者さんはそれぞれの病棟で、三つ目の病棟は患者さんがいなくなるので、看護師を配置しなくてもいいということになってきますと、三つ目の看護師、こちらのほうが空いてくるというところがございまして、よそのほうに対応ができるということになってまいります。

こういったところなのですが、実際に3階のICU、HCUを改修して、その間、単独で半分ぐらいの病棟、病床数で運用をしたわけなんですけど、看護師1人当たりが担当するベッド数というのは大体2割程度、効率が悪化しております。

大体看護師の人員費に当たるところでまいりますと、1床当たり100万円ぐらいちょっと悪化したというところがございまして、今回31床、これを削減することによりまして、31床掛ける100万円で3000万円ちょっと、それから、ほかの空いている病棟の病床が埋ま

ってまいりますので、そこの辺りも効率化ができるというふうに考えておりますので、そういった点からいきますと、3000万円から5000万円ぐらい効率化ができるのではないかと、このように考えております。

○ 豊田祥司委員

そうしたら、ベッドに応じて看護師さんとかスタッフの数が決まってくる。だから、ベッド数を減らすと、その分浮いてくるよということなのかな。患者数ではなくて、ベッドの病床に応じて人員配置をしているということですか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

ベッドに応じてといいますか、患者の数に応じてということになります。

○ 豊田祥司委員

そうすると、患者の数は今までと一緒だと、ベッドの数を減らすと。ベッドの数を減らすことによって3000万円からというのは、効率の話で言うと、今言われたようなやり方というのは、今の状況でもできるんじゃないんですか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

すみません、ちょっと説明が不足しておりまして申し訳ございません。

病棟ごとに入院している患者さんに応じて看護師を配置いたしますので、病床の利用状況、各病棟の、それにに応じて看護師をちょっと余裕を見て配置をしております。下回るわけにはいきませんので、ということでございます。

○ 平野貴之委員長

豊田委員、分かりましたか。

○ 豊田祥司委員

言っていることは分かるんですけども、三つ目の病棟にベッドがあろうとなかろうと、そういう効率化というのはできるんじゃないかということを知っているんですけど。

○ 平野貴之委員長

病床を今のまま確保しておいて、ただ、患者さんを受け入れる病室はまとめてすることで、今でも看護師さんが患者さんを7人常に見る体制を整えておけば、合理化できるんじゃないかということだと思いますが、いかがですか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

今、3階の31床は既に休床しておりまして、そういう効率化をしている状況でございます。このまま病床のほうを遊ばせておいても非常にもったいないというところがございます。

今後、ちょうどこの資料の病床の利用率、3ページの④のところでございますが、ずっと減少傾向にございまして、病床が一定数余っている、余剰となっている状況でございますので、こちらの余剰のところを有効活用したいと、このようなことでございます。

○ 豊田祥司委員

説明は分かりました。

今の病床の利用率のところ、令和2年度、当然落ちますよね。令和3年度も当然落ちますよね。ただ、がん検診とか普通の健診も含めて、今までできてない方がし出すだろうということで、そこでたまってきた患者さんとか、今まで動いてなかったので患者数も少なくなっている、そういう部分もあると思うので、今の段階で減らすというのは、もうちょっと状況を見てからでいいんじゃないかなという思いもあるんですけども、リバウンド部分についてはどのように見ているのか教えてください。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

コロナ以降、患者数がさらに減ったというところがございますが、コロナの前も少しずつ減少しておりまして、これが④のところもそうですが、患者数としては、同じ3ページの③のところでございますが、一番上が当院、それから県立総合医療センター、それから羽津医療センター、全て急性期病院である四日市市内の3病院でございますけれども、入院患者数も減少傾向というところがございます、受診控え、そういったところはあるかと思うんですが、ある程度コロナが収束して、戻っても、31床が必要になるところまで戻るかということ、ちょっとそれは考えづらいというところがございます。

○ 豊田祥司委員

説明は分かりました。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 萩須智之委員

すみません、同じページ、4分の3ページで、最初の平均在院日数がこの20年間で減ってきた理由というのは何かあるのかな。医療の進歩かなとは思いますが、そもそも日本は出産のときでも入院する、欧米は入院せずに帰ってくるというのが多くて、民族性の違いもあるのかなとは思いますが、それと、二つ目、一律に全部で31床減るというんですが、診療科ごとにどういう内訳で、そういうことが現場のドクター、職員等も話がきちっとできてみえるのかということです。

それから、三つ目にHCU、ハイケアユニットというんですか、高度治療室というものの効果というのはどうかなというのを伺いたいと思うんですが、以上です。

当然、すみません、素人はICUとの違いがあまり分からないし、それで、どういう点がメリットだったかのかというのは大ざっぱに教えていただけるとありがたいです。

以上です。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

まず、平均在院日数が短くなってきた、この辺りの経緯というところでございますが、まずは、今、萩須委員さんも言われましたように、一つは医学、そういう進歩というところがございます。

例えば、今までですと外科的な手術が必要だった場合に、開腹、開胸といいますか、実際に体を開いて手術を行って、また縫合して、入院して、ある程度回復するまで入院されて、それから退院ということだったんですが、開腹、開胸、体を開かなくても、内視鏡ということで小さな穴を開けて手術など治療を行うことで患者さんの回復も早いと、患者さんの負担が小さくなってきていると、侵襲が小さいといった、そういったところがございます。

あとは、入院期間が短いほうが患者さんへの負担が少ないということで、医療制度の面でそういったふうに変えてきたということで、当院もそれに対応しているというところがございます。

医学の進歩と、あと患者さんへの負担、こちらのほうは入院期間が短いほうが小さいということで、平均在院日数を当院としても短くするように努めてきたというところがございます。

それから、診療科ごとなんですけど、診療科によって病床の平均の日数といいますか、その辺りはばらつきがございます。先ほど申し上げましたように、体を開いて手術を行うような外科であるとか、心臓血管外科、胸部外科、そういったところはどうしても入院日数が長くなります。一方、内視鏡などで処置を行います消化器内科であるとか、あるいは循環器、そういったところは短い。あるいは、眼科などですと、そもそもがもともとからそういう長期の入院が回復までに必要といったことはありませんので、そういったところがございます。

今現在31床休床している状況でございますので、院内でそういう診療科ごとのベッドの配置、何床かというところは、院内のベッドコントロールの委員会のほうで調整を行いまして、その中で運用をしているという状況でございます。

あと、HCUにつきましては、今、荻須委員さんが言われたハイケアユニットということで、重症の患者さん、こちらを対応する病床でございます。

ICUは集中治療、本当に重症の患者さんで、よりHCUに比べると重症な患者さん、こちらのほうの対応をする病室でございますので、手術が終わってICUに移って、状況によってはHCUを経由して、それから一般病棟に戻るといったこともございます。ある程度ICUで回復できれば、そこから一般の病棟に戻るといったこともございます。

令和2年度にICU・HCUの増床工事を行いまして、ICU・HCUともほぼ100%に近い高い率での稼働ということになっておりまして、この辺りにつきましては、ICU・HCUで患者さんの治療を受け入れることによって一般病棟の負担軽減にもつながっていると、こういったところがございます。これがいきなり一般の病棟に重症の患者さんが入られますと、それぞれの病棟での看護あるいは治療に負担がかかるというところがございますので、ICU・HCUの増床の効果というのは、同時に出てきております。

以上でございます。

○ 荻須智之委員

ありがとうございました。

医療制度面での対応で患者の負担というのは、金銭的な経済的負担が減るというふうに解釈していいんですか。それか、入院している間、仕事ができないとか不自由とかって、どっちですか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

入院日数が短くなるということになりまして、結果的には患者さんの経済的な負担も少なくなるということでございます。

○ 荻須智之委員

ありがとうございます。

続いて、ベッドコントロールという言葉を使いましたが、こういう診療科ごとのベッド数というのは、随時変更がされていくものなんですか。

○ 稲垣市立四日市病院総務課長

随時といいますか、常にといいか、頻度によりますけれども、その診療科、患者さんが増えてきたりとか少なくなってきたというところがあって、その辺りは診療科、ベッドコントロールのほうで決定をしていきます。

○ 荻須智之委員

柔軟にということですね。ありがとうございます。

それと、今の説明でHCUの意義がよく分かりました。ICUからいきなり一般病棟に行くと、やはり熟練した看護師も必要だったりとか、それなりの体制が要するという点で、中間的なレベルが必要ということですね。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方、ありませんか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

ありませんね。

それでは、別段これ以上の質疑、意見はないということで、討論のある方は挙手お願いします。

○ 豊田祥司委員

この条例改正に対して反対の立場で討論させていただきます。

やはり新型コロナの中、入院できない方、自宅療養者、こういった中でも亡くなられた方はいらっしやいます。私立の病院というのは、こういう緊急事態においては、対応をすぐにはしてもらえないという状況も出てきました。その中での公立病院の在り方を考えてみますと、やはり今すぐに病床を減らすという話にはならないのかなと。

さっきもお聞きしましたとおり、検診についてはこの2年間減ってきて、日本全体でもがん患者というのは数万人単位で発見がされてないと、昨年度と比べると、そういった状況もあるので、今すぐにこの条例を今の段階で変えるということはしなくてもいいんじゃないのかなと、今後の状況を見て考えてもいいのかなと思いますので、この条例の一部改正については、反対させていただきます。

○ 平野貴之委員長

ほかに討論のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なければ、採決に移りたいと思います。

反対表明がありましたので、挙手により採決を行います。

議案第61号市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正について、原案のとおり決することに賛成の委員の挙手を願います。

(賛成者挙手)

○ 平野貴之委員長

では、賛成多数であります。よって、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第61号 市立四日市病院事業の設置及び経営の基本に関する条例の一部改正について、採決の結果、賛成多数により可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

では、これで市立四日市病院に係る議題は全て終了いたしました。お疲れさまでした。

理事者の入替えがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

じゃ、休憩しましょうか。午前11時5分頃まで。

10 : 56 休憩

11 : 03 再開

○ 平野貴之委員長

それでは、再開したいと思います。

次に、市民文化部に係る議案の審査に入ります。

それでは、まず、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

本日は、一般会計補正予算及び債務負担行為につきましてご審議を賜りますようよろしくお願いをいたします。また、併せまして、多文化共生推進プラン等多岐にわたりますが、ご協議をよろしくお願いをいたします。

本日は、よろしくお願いをいたします。

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第2款 総務費

第1項 総務管理費

第10目 地区市民センター費

第17目 コミュニティ活動費

第19目 文化振興費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 平野貴之委員長

それでは、議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）のうち、市民文化部所管部分を議題といたします。

説明をお願いします。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課、中根でございます。よろしくお願いいたします。

タブレットのほうですが、ホームから今日の会議、産業生活常任委員会、分科会、204補正予算資料（市民文化部）をお願いいたします。

○ 平野貴之委員長

どうぞ。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

恐れ入ります、8分の8ページのほうをお願いをいたします。8分の8ページでございます。

地区市民センター整備事業費（アセットマネジメント）でございます。

資料1の目的及び2の内容でございますが、地域社会づくりの拠点施設となる地区市民センターにおける利用者の安全等の確保を目的としまして、令和3年度当初予算におきまして、日永地区市民センターの空調機更新工事に係る予算を計上させていただいておったところでございます。

この案件につきまして、今年度7月の入札で落札をいたしました業者におきまして、現

場管理人がほかの公共工事と重複していたため、契約が成立せず不調となりました。

令和3年度におきまして、再度入札を行い、工事を実施しようとするのと、冬場での工事となり業務に支障が出てしまうことから、今年度での執行が見込めなくなったため、1370万円全額につきまして減額補正を行い、令和4年度当初予算におきまして、また改めて予算のほうを上程させていただきたいと考えておるところでございます。

この案件についての説明は以上でございます。

続きまして、戻って申し訳ございません、8分の3ページをお願いいたします。

8分の3ページにつきましては、コミュニティ助成事業費補助金でございます。

資料1の目的及び2の内容でございますが、一般財団法人自治総合センターによる宝くじの社会貢献事業であります一般コミュニティ助成事業を活用して、住民が自主的に行う活動を推進し、地域社会の健全な発展を図るため、コミュニティ活動に直接必要な設備の整備に対する補助でございます。

このコミュニティ助成につきましては、例年6月定例会におきまして、採択された事業の補正予算を計上させていただいているところでございます。令和3年度の6月定例会におきまして、5件の採択分の補正予算をお認めいただきました。

その後、令和3年8月16日付で一般コミュニティ助成事業についての令和3年度の追加募集があり、募集要件に該当する事業を申請したところでございます。

今回、追加募集ということで通常よりも実施期間が短いため、年度内に確実に完了できる事業という趣旨から、令和3年度の当初の募集において不採択となった事業、また、修繕等を要しない、単純に物品を購入する事業というものに事業が限られておりました。該当する6件を申請した結果、令和3年11月2日付で、三重県を通じまして資料記載の3件について助成決定を受けたところでございます。

この助成金については、本市の予算を通しまして実施団体に補助金交付をする必要があることから、今回530万円の補正をさせていただくものでございます。

4ページをお願いいたします。

4ページ、一般コミュニティ助成事業の実績及び推移でございます。

令和3年度の当初分と追加募集分について、それぞれ実績を記載してございます。今回の追加募集につきましては、表の資料中ほどから下のほうに記載してございますが、6件の申請に対しまして3件が採択され、助成決定通知を受けたところでございます。

資料表中、斜線が入っております3件につきましては、修繕や加工の作業を要し、単純

に物品を購入する事業ではないということから、追加募集の要件に該当しなかった事業になっております。

このように、申請と採択の概要といたしましては、上段の令和3年度当初募集において不採択となりました9件のうち、追加募集の要件に該当する6件を申請しました結果、3件が採択されたということになっております。

5ページをお願いいたします。

5ページ、参考資料としまして、本市における優先順位の考え方を資料中ほどにお示しさせていただいております。

申請の際は、本市分を取りまとめまして三重県に提出しております。その際に優先順位をつけて提出するという仕組みになっておりまして、その優先順位のつけ方の基準を定めているというものです。今回の追加募集につきましては、令和3年度の当初の優先順位と同じとなっております。

優先順位の判断基準につきましては、6月補正におきましても説明をさせていただきましたので、詳細は省略をさせていただきますが、6ページをお願いいたします。

6ページ、上のほうに記載の5につきまして、今回の追加募集には直接関係はございませんが、令和4年度募集から、四角の枠内に記載のように修正をさせていただきたいと考えております。元の文章では、平成30年度以前から申請している事業に対しまして特例的な記載がございましたが、令和4年度募集からはそういった該当がなくなりますので、削除させていただきました。

さらに、項目4、前年度に事業が採択された地区が申請を行う場合は、他地区の申請を優先するという基準がございますが、これに対しまして、追加募集で採択された事業に対しては適用しないという項目を追加しております。これにつきましては、追加募集といたしますのはあくまで臨時的なものでありまして、また、当初募集とは申請条件が異なるため、項目4について、当初募集の採択案件と同様に取り扱うのは妥当でない判断したものでございます。

この項目につきましての説明は以上でございます。

○ 中野文化振興課長

文化振興課の中野でございます。私からは文化振興費の補正につきましてご説明をさせていただきます。

タブレットをお戻りいただきまして、105令和3年度11月補正予算（第8号）案の概要、こちらをお願いいたします。タブレット、105でございます。

3ページ、歳出をお願いいたします。

款2総務費のうち、主な内訳の上から5行目からでございます。市美術展覧会開催費689万9000円、市民文化祭等開催費232万8000円、四日市JAZZフェスティバル支援事業費120万円、これらはいずれも新型コロナウイルス感染症拡大防止のため中止となった事業分を減額補正するものでございます。

併せまして、前の2ページへお戻りください。歳入でございます。

これら3事業は、いずれも財源に基金を充てる予定でございましたので、歳入のうち、款20繰入金、こちらも歳出に合わせて減額補正をさせていただくものでございます。

内訳の中の文化振興基金繰入金120万円、これはJAZZフェスティバル支援事業費分でございます。一つ飛ばしまして、まちづくり事業基金繰入金922万7000円、こちらは、美術展覧会開催費と市民文化祭等開催費分が当たってございます。

文化振興費の減額につきまして、説明は以上でございます。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

引き続き、よろしくお願いいたします。

タブレットを再度お戻りいただきまして、今日の会議の産業生活常任委員会、分科会の107令和3年度11月補正予算参考資料をお願いいたします。87分の41ページをお願いいたします。87分の41ページでございます。よろしいでしょうか。

○ 平野貴之委員長

いいですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

私からは債務負担行為の補正についてご説明をさせていただきます。

債務負担行為の補正につきましては、契約期間を令和4年4月1日からとするものにつきまして、今年度中に入札などの手続を行い、契約をする必要があるものについて予算措置をお願いするものでございます。

まず、41ページ、番号制度関連経費でございます。こちらは、今年の8月定例月議会に

おきまして補正予算をお認めいただきました事業について、令和4年度も引き続き実施をするものでございます。

マイナンバーカードの用途拡大に伴うカード申請件数の増加やさらなる普及促進に対応するため、交付体制の強化を目的としまして新たに二つの債務負担行為を計上してございます。

一つ目は、マイナンバーカード派遣業務委託費でございます。マイナンバーカードの申請補助事務、交付補助事務に従事する人材の派遣に係る委託でございます。限度額は1億580万円、期間は令和3年度から令和4年度まででございます。

二つ目は、マイナンバーカードコールセンター業務委託費でございます。マイナンバーカードに関するコールセンターの設置を委託するものでございます。限度額は4810万円、期間は令和3年度から令和4年度まででございます。

資料の下段のとおり、令和3年10月末時点の本市の申請率は42.73%となっておりまして、全国平均46.28%をやや下回っている状況でございます。

続いて、ページ飛びますが、60ページをお願いいたします。

施設保守管理委託等に要する経費の一覧でございます。市民文化部関係の内容につきましては、61ページに記載してございます。

61ページ、上段に記載の市民生活課の楠交流会館定期清掃業務委託、62ページになりますが、上から市民生活課の市民生活課分室、楠交流会館、中部地区市民センター、楠地区市民センター自家用電気工作物保安管理業務委託、以下、22地区市民センター定期清掃業務委託、中部地区市民センター清掃業務委託、中部地区市民センター管理業務委託、あさけプラザ冷暖房機器保守点検業務委託、続きまして、63ページ中ほど、地区市民センター・市民窓口サービスセンター・市民課のレジスター保守点検業務委託となっております。

続いて、69ページをお願いいたします。69ページは、業務・事務処理委託等に要する経費の一覧でございます。

市民文化部関係の内容につきましては、71ページになりますが、71ページの2段目以降、市民生活課のモバイル端末機による遠隔通訳サービス業務委託、外国人市民向け生活オリエンテーション事業業務委託、続きまして、72ページ、上から、男女共同参画課の働く女性、働きたい女性のための相談事業業務委託、男女共同参画センター夜間開館管理運営業務委託、一つ飛びまして、市民課の市民相談サービスセンター現金輸送業務委託でございます。

説明は以上でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

○ 平野貴之委員長

以上でいいですか。いいですね。

説明はお聞き及びのとおりです。

ただいまの議案に関しまして質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○ 谷口周司委員

すみません、ちょっと確認だけお願いします。

補正予算資料のほうの一般コミュニティ助成事業で、これ、申請されて今回三つが採択されていると思うんですけど、対象外になっているのが水沢、富洲原、塩浜、三つ対象外になっていると思うんですけど、これを見ていると、その前の年も申請は一応出されているみたいに書いてあるんですけど、去年の段階でもう申請内容対象外ですよというのが正直分からなかったのかなというのが、これ該当地区からしてみたら、待つて待つて、いざそろそろかなと思ったら対象外ですよでは、該当地区の方からすると残念なことかなと思いますので、これ結構額も割と大きい補助ですし、待つてみえる地区が結構ある中、もう対象外だったら、その前の年の申請の段階である程度言うておいてあげたほうがよかったんかなと思うんですけど、その辺りだけちょっと確認させてください。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

恐れ入ります、ちょっと私の説明が不足しているかも分かりません。申し訳ございません。

まず、例年、地区の該当事業につきまして申請をいただいて、委員がご紹介いただきましたように、順番を待つているという状況がございます。

当初予算のときにご説明させていただいたんですが、例年2件、3件であるところを今年度は5件ということで多く当たりましたということなんですが、それはそれであって、今回追加で臨時的に、当初3月末に決定があるんですが、年度半ばで追加で募集するよというところでは、条件が一致しないというところがございます。

そういったことで、ややもするとその団体からすれば、私らの順番が来たと思って、だんだん上へ行って待つておるのに何なんということのないように、追加募集の要件として

は外れていますというご説明は、センターの館長等を通じまして団体にはさせていただいておるといところでご理解をいただいております。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。なるほど、分かりました。

ということは、また来年度、令和4年度のときには、おのずと水沢さんとか外れたところの3か所は、まあまあ該当してくる可能性はあるということですね。

了解しました。ありがとうございます。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

すみません、お尋ねいただけてない点を申し上げて申し訳ないんですが、先ほど説明の中で優先順位の考え方というところを改めさせていただきたいというところで、これ、塩浜なんかですと、待っている、今回不採択の分が本来上位のランクにありまして、追加で要件が満たないもんですから違うところが当たったということはございます。

今までの決まりですと、前年度当たると他地区に後位、後ろへ回ることですので、それはちょっとあまりにも適切じゃないということで、途中で当たったところの地区について、来年度、順位の下がるということのないような変更を考えているということでご説明をさせていただいたところでございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

ありませんか。ないですか。

○ 荻須智之委員

すみません、最初にご説明いただいた日永地区の空調の不調というのは、業者が潰れたとか、もうちょっと何か伺えるといいんですけども。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

市民生活課、中根でございます。

これにつきまして、申し訳ございません、工事をする中で、その工事につきましては、

そういう現場の管理人というか、そういうものを置かなければならないというところになっていきます。

これについては、ほかの公共の工事と兼ねることができないというところになっておりまして、入札でそこが一旦落札をしたものの、契約のときにほかの公共工事と重複しているということが判明したという中で、調達の方でそこに決定というわけにいかないというところで、その業者さんは、決まりに従いまして一定の資格停止期間というところで3か月ですか、そういうふうなペナルティーがあったわけですが、潰れたわけじゃなしに、書類上、管理の代表者ですね、管理人を現場代理人という常駐を求めているんですが、そこでほかと兼ねていて要件を満たさなくなったという状況でございます。

○ 萩須智之委員

条件に違反したということですね。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問、意見のある方。

○ 谷口周司委員

すみません、先ほどの条件に満たなくて、言ったらそれというのはそちらの理由、落札した側に瑕疵があったということになるんですか。そういう理解ですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

そういうことでございます。

○ 谷口周司委員

それで、本来やるべきことが今年度できなくて来年度になるということなんですけど、今回そんなに緊急を要する、どうしても今せないかんことでもないかもしれませんが、ほかの案件でもしそういうのが出てくると、それで遅れて、本来できるべきこともできなくなるということもあるかもしれませんので、今回これをどうのこうのということではございませんが、この課に言ってもあれですけど、ぜひそうしたところはこれから入札のところでもしっかりしていただきたいと思っておりますので、意見だけ伝えておきます。

○ 荻須智之委員

すみません、今、空調機が壊れて動かんというわけではないんですか。

○ 中根市民文化部次長兼市民生活課長

空調機につきましては、私どもとしては、予防保全といいますか、壊れたやつを直すんじゃないしに、一定の計画の下、予防的に修繕をしていくというところで、今回この契約が不調になったといったときに、入札をし直すと工期がいつになるんだというのは、工事をお願いしています営繕工務課、それから、契約を行っております調達契約課、この3者で協議をさせていただきました。

そういった中で、エアコンというところで冬場のどうしても工事になるということで、それは避けたほうが、壊れるリスクというのは、いずれ機械物ですからあるわけですが、壊れるリスクと寒さ対策で利用者の方に迷惑をかけるというのをてんびんにかけた場合に、来年度工事にさせていただきたいという思いで今日お願いした次第でございます。

以上です。

○ 荻須智之委員

現場でご不自由がなければいいと思います。ありがとうございます。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

ありませんね。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないようですので、討論に入りたいと思います。

討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

ないようですので、採決に移りたいと思いますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

では、反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算(第8号)のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費中関係部分、第3条債務負担行為の補正中関係部分については、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るものはありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

ないようですので、一部理事者の入替えがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

[以上の経過により、議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第8号)、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第2款総務費、第1項総務管理費、第10目地区市民センター費、第17目コミュニティ活動費、第19目文化振興費、第3条債務負担行為の補正(関係部分)について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

それでは、次に、産業生活常任委員会所管事務調査として、四日市市美術展覧会運営委員会の開催状況について、報告を受けたいと思いますので説明をお願いします。

○ 中野文化振興課長

文化振興課、中野でございます。よろしくお願いいたします。

資料は、タブレットをお戻りいただきまして、002市民文化部（追加資料）をお願いいたします。

こちらの5ページからでございます。よろしいでしょうか。

四日市市美術展覧会運営委員会につきましては、平成26年度まで産業生活常任委員会委員長に委員として参画していただいておりますが、市議会での各種委員会等への参画の見直しに伴いまして、平成27年度から委員として参画されないこととなりましたので、このように所管事務調査において報告を行うものでございます。

6ページをお願いいたします。

令和3年度の運営委員会開催状況をお願いいたします。

第1回の会議につきましては、6月定例会議の折の所管事務調査でご報告させていただきました。

（2）に記載のとおり、去る11月29日に第2回運営委員会を開催いたしました。

会議の内容につきましては、10月に開催予定でございました第48回市美展を中止した経緯の報告と、次回第49回に向けた意見聴取でございます。

第48回美術展覧会の中止の経緯につきましては、4の項目に記載しておりますけれども、10月2日から10日までの開催に向けて出品者を募っている時点で新型コロナウイルス対策のために緊急事態宣言が発令されまして、そして、9月の末日までと延長された期間に市民による作品の搬入や審査会の日程が含まれたことから、市の対応方針に沿って、この時点で中止としたものでございます。

運営委員会におきまして委員から聴取しました意見、主なものには、記載もしましたように、将来に向けて若い人の出品を促す必要がある。出品したい、チャレンジしたいと思えるような新しい賞を設けるなど魅力化を図っていくことはどうか。今年度から変更した出品規定の見直しの継続と、これについて出品者にアンケートして意向を確認してはどうか。今年度予定していた書道のワークショップは、小学生を対象に将来の出品者を育てる

趣旨であったので、ぜひ今後も取り組んでほしいなどがございました。

若い人への賞を設けることにつきましては、部門によりまして出品者の年齢層など傾向が異なっておりますので、一律にはしづらいなどのやり取りもあり、部門ごとのより詳細な状況をお教えいただいて、今後検討を深めていくこととなりました。これらのご意見を基に、次回以降の開催に活かしてまいりたいと考えております。

7ページ以降は、6月にもご報告申し上げました運営委員会の設置要綱、そして、審査の要綱をおつけしてございます。

美術展覧会運営委員会の開催状況につきましては以上でございます。

○ 平野貴之委員長

ただいまの説明に対しまして質問、意見のある方は挙手をお願いします。ありませんね。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないようですので、こちらの所管事務調査は閉じさせていただきます。

11：32 休憩

14：42 再開

○ 平野貴之委員長

じゃ、再開します。

それでは、商工農水部に係る議案の審査に入りますので、部長より挨拶をお願いします。

○ 石田商工農水部長

商工農水部です。よろしく申し上げます。

今回、補正予算のほうで、商工費のほうでコロナの経済対策で一つの事業をさせていただきたいと思っています。それから、競輪事業特別会計のほうで車券売上げが好調ということで予算の補正をさせていただきたいと思います。

あと、議案関係ですけれども、来年度から直営しますじばさんの条例の制定、それから、農水のほうでは、漁港管理条例の一部改正と農業センターの建築工事の契約案件がございます。あと、競輪関係で施設整備の構想の案をつくりましたので、協議会のほうでこちらをご意見いただきたいのと、競輪の向こう5年間の業務委託の業者が決まってまいりましたので、その報告をさせていただきたいと思います。

以上になりますので、よろしくご審議いただきますようお願いいたします。

議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）

第1条 歳入歳出予算の補正

歳出第5款 労働費

第1項 労働諸費

第1目 労働諸費

歳出第7款 商工費

第1項 商工費

第2目 商工業振興費

第3条 債務負担行為の補正（関係部分）

○ 平野貴之委員長

では、議案の説明をよろしくお願いします。

○ 秦商工課長

こんにちは。商工課長の秦でございます。よろしくお願いいたします。

まず、歳入歳出予算の補正の労働費から参りたいと思います。

資料ナンバー107番、11月補正予算参考資料P27ページをご覧ください。

勤労者・市民交流センター管理運営費（アセットマネジメント）でございます。

目的です。1、四日市市公共施設等総合管理計画に基づきまして、計画的な維持・改修を行うことで、施設・設備の長寿命化を図るというものでございます。

内容でございますが、令和3年度におきまして、勤労者・市民交流センターの東館エレベーターの更新工事を今年度予定しておりましたけれども、入札不調によりまして今年度の完了がちょっと見込めない状況になりました。それに伴いまして、今回予算を全額減額

いたしまして、新たに補正により予算化をするものでございます。

なお、令和4年度に勤労者・市民交流センター東館トイレの改修を予定しておりまして、工事エリアが監視をする可能性がございますので、着工予定の10月までにエレベーター更新工事の完了が必要となります。令和4年度までの債務負担行為を計上するという事で、今年度に再入札を行いたいと思っております。

工事スケジュールにつきましては、この表のとおりでございます。

補正予算額は減額で2200万円の補正予算として減額させていただきます。

また、新たに債務負担行為を起こしまして、若干内容を今年度の単価等で精査いたしまして、2140万円の債務負担行為、今年度はゼロですけれども、令和3年度から令和4年度まで債務負担行為を起こさせていただいております。これが労働費でございます。

続きまして、歳出第7款の商工費のほうへ参りたいと思います。

資料ナンバーは、少し行ったり来たりして申し訳ないんですが、110番をお願いいたします。110番の7ページです。こちらでご説明をさせていただきたいと思っております。

全体の議案聴取会の中で幾つかご質問もございましたので、それに答える形も含めまして、プレミアム付デジタル商品券事業費のことにつきましてご説明を申し上げたいと思います。

まず、プレミアム付デジタル商品券を行う経緯につきまして説明させていただきます。

1番のところですが、本市では、これまで新型コロナウイルス感染症の影響に伴いまして、売上高が減少した中小企業者への支援として、国、県が実施する経済対策の隙間を埋めるなど、本市独自の対策というものをきめ細かく効果的に実施をするよう努めてまいりました。

現在、国において、売上げが減少した事業者や生活困窮者への支援、あるいはコロナ禍で厳しい状況にある方々の事業、あるいは生活・暮らしの支援とともに、ウイズコロナの下で一日も早く通常に近い社会経済活動の再開を図るということを目的にしまして新たな経済対策を決定、また、いろいろ今審議いただいております。

これに伴いまして、本市においても、国の経済対策と重複をしない形で、本市独自の経済対策として市内での消費喚起、あるいは需要喚起の効果に直接つなげることを目的にプレミアム付デジタル商品券事業を実施することとして、広く事業者の支援を図ることいたしました。

次に、プレミアム付デジタルの商品券ということにつきまして、ここの中で説明をさせ

ていただきたいと思ひます。

商品券のデジタル化によりまして非対面で商品券の販売が可能になりまして、皆様がお買ひ求めいただくのに対面で買ひ求めていただく必要がなくなるということでごひます。また、スマートフォン等のタッチパネル等を活用することで、非接触、キャッシュレスの新しい生活様式に適合する商品券として利用することが可能であるということになってひます。どちらも消費者、事業者にとってのメリットにつきましては、以下のとおりになってひます。

繰り返しになりますけれども、消費者は商品券を直接出向いて購入する手間が削減できるということになってひます。また、購入時に直接プレミアム分が即時付与され、利用可能となります。また、紙と違ひまして1円単位での利用が可能となります。また、参加店舗におきまして、商品券を直接換金に行く手間が、金融機関などへ行っていただく、出向く、そういった取扱いの業務の負担を軽減することができるということから、事業者様のご負担が随分軽減されるというふうになってひます。

なお、今回のプレミアム付デジタル商品券につきましては、換金性の高い商品、あるいは国、地方公共団体等への支払いといった取扱いできない商品があるものの、これにつきましては、別表1というものを9ページにちよっとご準備させていただいてひますけれども、そういうものがごひますが、飲食店のみではなく、小売業、サービス業などの幅広い事業者の支援が可能となっております。

8ページへ参ります。

より具体的にデジタル商品券が使用できる方法のイメージにつきまして少しご説明をさせてもらひたいと思ひます。

実際には、まだこれ事業者が完全に決まっているものではごひませんので、このプレミアム付のデジタル商品券を実施している自治体であったり、そういうところに確認をしながら、システムの運営の事業者が確定しますと、多少変更はあるかも分かりませんが、あらかじめちよっとご了承の上でご説明させてもらひたいと思ひます。

まず、①というのが中心ぐらいにあるんですけども、市民の方がデジタル商品券のお申込みをいただきます。これは、3月上旬に市民先行受付ということで、市民の皆様にはご希望者をまず受付をさせていただいて、希望される方全ての方に行くように、もし上限を超えるようであれば、1人当たりの購入の上限金額を調整するなどして、皆様にできるだけ配分できるように調整いたしたいと思ひています。また、4月上旬には、もし余りが

出るようであれば、一般に販売を改めてさせていただこうと考えております。

デジタル商品券の購入申込みをした後に買える状況になりますと、デジタル商品券を購入という手続に進んでいただきます。チャージという形になりますが、これはスマホでの操作にはなりますが、スマートフォンを操作いただきまして、こちらのほうにデジタル商品券を1000円単位でお一人上限5万円、プレミアム分40%がつきまして、額面としては7万円分がデジタル商品券ということでスマートフォンにチャージされることとなります。

次に、このデジタル商品券を持って市内店舗に行っていただきます。ご利用できる店舗自体は登録をいただく必要がございますが、そういう使える店舗に行ってくださいまして、利用ということで、キャッシュレスで決済をいただくということになっています。今、予定としては、5月上旬に皆様にお使いいただけるように準備を進めさせていただいております。それで、10月31日までということになっています。

次に、③ですけれども、会計時、キャッシュレス決済の内訳をより細かく書かせていただいております。

会計時に店舗レジにあるQRコード——これは、うちのほうから各登録いただいた店舗に送らせていただくんですが——をスマホ等のカメラで読み取っていただき、利用金額を入力し、店舗は、利用金額が正しいかどうか利用者とともに確認をいただきまして、決済ボタンを押して決済が完了するというものになっています。いわゆる事業者がやっているQRコード決済に非常によく似た操作になっております。

次へ参ります。

プレミアム率についてでございます。40%のプレミアム率について妥当かどうか、どのように考えているのかということでご質問をいただいております。

昨年度実施いたしましたさきめし券のプレミアム率40%をベースにいたしまして、各市町、県内、県外、プレミアム付商品券事業を実施している他市の状況を考慮いたしまして、総合的に判断したものでございます。

事例のところですが、これ、発行総額順に並んでおりますが、福岡市、八王子市、三鷹市、川西市ということで、発行総額60億円、福岡市はプレミアム率20%、八王子市は25億円で42%、三鷹市は10.5億円で50%、川西市は6億円で50%と、八王子のこの42%というのは、3500円を5000円にするというデジタル商品券を出しているということで、ちょっと切りの少し悪い数字にはなっておりますけれども、こういう状況にありますと。

県内の各市町で紙の商品券を実施している自治体のプレミアム率の状況でございますが、

津市ですと、発行総額19.6億円に対してプレミアム率が40%、松阪市が11.9億に対して60%、伊勢市さんが10.6億円に対して30%、鈴鹿市さんについては6億円で50%ということになっております。

上の状態で、まず平均で40.5%になっておりまして、下で平均約45%、40%がほぼ妥当なものとして判断し、今回のプレミアム率については決定させていただいております。

先ほどちょっとご説明がありました、プレミアム付デジタル商品券で利用できないものの範囲というものも少しここで説明をさせていただいております。換金性や投機性が高いものや、国や地方公共団体等への支払い、風俗営業等の規制及び業務の適正化に対する法律、性風俗関連特殊営業など消費喚起につながらないもの、あるいは自治体としてするのに少し道義上問題があるものなど、そういうものについては対象としないということにしております。

10ページへ参ります。

デジタルにすることによって様々なデジタルが使えない方への漏れ、あるいは周知、そういうものについてどうするのかということでご質問いただいておりますので、この中で説明させていただきたいと思っております。

まず、事業者・利用者のサポートということで、まず、知ってもらうことが非常に大事だと考えておりますので、周知方法についてでございます。

市民につきましては、事業の案内をするポスター、チラシの作成、実行委員会のホームページや市のホームページなどにも掲載を行いまして、また、広報よっかいち、新聞折り込みチラシなど様々な方法を使いましてきめ細かく周知を図っていきたいと思っております。

事業者でございますが、こちらよりも多くの事業者の方が参加できるように努めてまいりたいと思っております。

上記1の周知方法に加えまして、様々な業界団体を通じて周知を図るとともに、曜日や開催時間を変えまして、参加募集に当たる説明会のほうを複数回開催させていただきたいと思っております。

次に、(2)商品券の購入や使用方法等に関するサポート体制ということで、市民の皆様が円滑に商品券を購入、利用できるよう、下記取組を行ってまいりたいと思っております。

まず、1のコールセンターの設置ということで、こちら消費者・事業者向けのコールセ

ンター、電話でのコールセンターを設置いたします。飲食店などですと夜間の利用というのが大変多くなってくる可能性もございますので、開設時間については、例えば9時から20時など夜間の時間なども対応できるように考えています。

②相談窓口の設置ということで、スマホの扱い方をはじめまして、デジタル商品券の全般につきまして消費者向けの常設の専用窓口というものを設置し、相談対応を行っていきたいと思っております。

③市内24地区市民センター等での説明会の実施ということで、できるだけ多くの市民の皆様が参加できるよう、より身近な場所にて説明会の開催を考えて検討しております。

次、3番、さきめし券の効果検証ということで、豊田委員のほうからさきめし券の効果についてということでご質問いただいておりますので、こちらに少し書かせていただいております。

営業自粛等によりまして売上げが減少している飲食店の支援のために、四日市商店連合会を中心として市内の関係団体が行っていただきましたクラウドファンディングを利用したさきめし券事業に市として経費などを支援したものでございます。

事業の概要でございますが、当プロジェクトに登録した店舗、あるいは応援したい方が、飲食店の40%のプレミアムのついた食事券をクラウドファンディングという手法を通じまして先払いで購入し、その代金をプロジェクトのほうから先にお店へお支払いし、資金繰りを支援しようとするものです。後日、飲食店をお買い求めいただいた方は、その食事券で利用できるというものになっております。

実施期間等の実績等については、ご覧のとおりでございます。

3番の効果でございますが、新型コロナウイルスの感染拡大が非常に続いておりまして、緊急事態宣言等が発出されるなど、飲食店への営業への影響が非常に深刻になってきたという状態になりました。

セーフティネット融資をはじめ支援策もいろいろありましたが、申請件数が非常に多いということで、実行までになかなか時間がかかって、お金が入らないという状況がありまして、飲食店の資金繰りというものが急速に悪化している状況になりました。

その状況を打開すべく、このクラウドファンディングというものを活用し、より迅速にさきめし券事業により飲食店の資金繰りを支援することができました。食事券の購入金額約3億円に対しプレミアム分40%を加えますと、約4億円以上の経済効果があったのではないかというふうに考えております。

また、経済的なものだけではなくて、資金繰りが非常に助かったと、あるいは応援してくれることで希望が持てて頑張ろうと思ったなど感謝の声なども寄せられ、大変先行きが不透明な中で、飲食店の不安を幾らか解消することができ、事業継続への動機づけの効果もあったものと考えております。

さらに、国や全国のほかの自治体からも大変たくさん問合せをいただきまして、行く行く始まるG o T o イート事業のモデルの一つにもなったというふうに聞いております。

プレミアム付商品券の説明につきましては、以上のとおりでございます。

第3条債務負担行為の補正についてご説明いたします。

資料番号107番の46、47をご覧ください。

地場産業振興センター総合管理業務委託費ということで、債務負担行為を地場産業振興センター関係で4件ほど挙げさせていただいております。

まずは、総合管理業務委託費ということで、じばさん三重が令和4年3月31日に解散することに伴いまして、じばさん三重から無償譲渡を受ける施設につきまして、設備運転管理、警備保安、清掃業務等の総合管理業務を委託することで、施設を健全な状態に保つとともに、施設内の安全管理の徹底を図るということで総合管理委託業務をいたします。

対象となる施設につきましては、四日市市地場産業振興センターの施設全体になってまいります。

業務委託の主な内容につきましては、次のとおりとなっております。

契約の予定期間につきましては、令和4年4月1日から令和6年3月31日までということで、債務負担の限度額は5040万円、期間は令和3年度から令和5年度までとなっております。実際の契約期間は、上のとおり令和4年の4月1日から令和6年3月31日ということで、令和4年度、令和5年度の2年度間となっております。

続きまして、同様の地場産業振興センターでございますが、機械警備の業務委託ということで、目的については、基本的には同じですけれども、施設の安全確保を目的といたしまして、職員が不在となる時間帯につきまして、機械警備業務も委託するものでございます。警備箇所につきましては、地場産業振興センターの3階事務室と1階名品館ほかになっております。

契約の予定期間が令和4年4月1日から令和6年3月31日までとなっております。

債務負担行為限度額は247万円、期間は令和3年度から令和5年度までの契約自体は令和4年、令和5年度間ですけれども、2年度間債務負担行為を起こして、令和4年度から

契約実施を行うものでございます。

次、60ページです。

債務負担行為の補正ということで、ナンバーで言いますと、22番、23番になっております。

同じく地場産業振興センターの空調用冷温水発生機保守点検業務委託124万3000円、23番、地場産業振興センター消防用設備保守点検等業務委託72万9000円となっております。こちらは、65ページ、また、66ページに、内容等については記載させていただいてあるとおりでございます。

予算に関しては以上のとおりでございます。

○ 平野貴之委員長

では、説明はお聞き及びのとおりです。

では、今の説明に対して質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○ 谷口周司委員

すみません、ちょっと幾つか教えてください。

プレミアム付デジタル商品券なんですけれども、まず最初に、デジタル商品券ということで、前回のさきめし券とはちょっと違った方法でやることになるかと思うんですけど、まず、このデジタル商品券なんですけど、目的として、国は、売上げの減少した事業者とか、もしくは生活困窮者という大きな支援がある、こことは違う形で、四日市市は今回このプレミアム付商品券をやっていくという形で、主に消費喚起効果を直接つなげるというところが記載としてあるんですけど、ここを重点的に置いたという理解でいいですか。生活困窮者とかあまり関係なく、どっちかというとならば、ここに書いてあるように、消費喚起効果を直接つなげるという、ここに重きを置いたということですかね。

○ 秦商工課長

委員のお見込みのとおりで、今回は事業者への支援ということで、消費喚起、需要喚起を目的としたものでございます。

○ 谷口周司委員

なぜそこを最初に確認させていただいたかという、そもそもデジタル商品券にした段階で、もうスマホとかタブレット、こういった端末を持ってない方というのは既に対象外になってしまうかと思うんですけど、そこはいかがですか。

○ 秦商工課長

今回、先ほども申し上げましたとおり、事業者への支援ということで、いろいろ事業者と意見交換をする中で、特に飲食店さんなんかですと、やはり従業員の方も大変危険を伴うと、コロナに感染したくない、そういうことでやっぱり従業員の方が辞められていたり、そういうこともありました。

今回、我々は事業者支援のほうに優先を、重きを置いておりますので、従業員の方々の安心、安全、エッセンシャルワーカーの方たちの安心、安全をできる限り担保しながら消費喚起、需要喚起というものを進めたいという中で、今回はそちらを優先しているというものになっております。

○ 谷口周司委員

ということは、そういった方々からの話も聞く中で、なので、今回は20億円のプレミアムをつけてやるけれども、そもそもタブレット端末やスマホを持っていない、特に情報弱者とかと言われる高齢者の方であるとか、そういった方々については、こういったプレミアムがつくよという商品券は対象外にしているということですね。

○ 秦商工課長

まず、繰り返しにはなりますが、事業者支援に重点を置いています。

今、デジタルデバイドの方につきましては、先ほど少し回答になり切れてないのかも分かりませんが、可能な限りこちらとしましては、できるだけ身近な場所で皆様方にフォローはさせていただきますので、より広く、我々は決して門戸を閉じているものではないので、できる限りのフォローはさせていただこうと思っておりますので、そこへぜひ参加をしていただきたいなというふうに思っております。

○ 谷口周司委員

いや、持ってない方です、持ってない方。スマホを持ってない、タブレットを持ってな

い人、たくさんいると思うんですよ。そういう方は、説明会に行ったところで受けられないですね。そういう方々を今回対象から、もうスタートから外すわけじゃないですか。

これが果たしてどういう決定からいきなり、これ、ほかのところを参考にされたかと思うんですけど、福岡市とか出てきていますけど、そもそもその自治体にデジタルという文化がある程度根づいているところだったら、こういう施策があっても、これはもうしかりだと思うんですよ、押し進めていくためにも。

ただ、四日市は、今どちらかというに進んでいないほうと理解したほうが、マイナンバーカードの交付率からしても三重県で最低であったりだとか、全国平均にもいっていない、そこがいきなりデジタル商品券というえらい段階を飛び越えていったので、これというのは、一応今のところ四日市の庁内を取りまとめているICT戦略課というんですか、デジタルをある程度掌握しているかと思うんですけど、事前にこういったところとのデジタル商品券を進めても、四日市として本当にうまくいくかなとか、市民の人たちに理解を得られるかなとか、そういった相談というのはありました、されましたか。

○ 秦商工課長

まず、繰り返しになりますが、今回商品券を販売に当たって、コロナ禍ということもございまして、まず、商品券を販売する、これを紙で販売するとなりますと、各市町確認を取ったところ、やはり販売時、かなり相当な混乱を招いていると。長時間並ばせてしまったりとか、たくさんの方が押し寄せて密が発生したりとか、なかなかこれをうまく処理できない、そういう問題点がある。

今回我々としては、まず、できる限りコロナ禍にあって一番向いているものが何かということ考えたときに、まず、キャッシュレスというのを考えました。その中で、Pay Payとかいろんな事業者はございますが、より幅広く市民の皆様を拾える形というのが何かということで、プレミアム付デジタル商品券というものを考えております。

お買い求めいただく方もやっぱり安全が重要になってきますし、当然これをお使いいただく事業者の方も、券が来ますと、どうしても銀行へ換金に行ったりとか、かなり負担が増えてきます。事業者の負担というものをできるだけ最小限に抑えてこの事業を実施していきたいというふうに考えておりますので、確かにそういう面、これ並び足りない感じにちょっとなっていますので、できる限りサポートという形でご理解いただきたいなというふうには思います。

○ 谷口周司委員

ICTとは多分相談してないんですね。なので、これ商工課としての取組としては、確かにこういうのもあるかと思うんですよ。ただ、全市的に行ったときに、じゃ、高齢者の人がどうなんだとか、生活困窮者には、じゃ、まずもってこういったプレミアムはつかないよねとか、そういったところまで本当なら、これ20億円使ってやることなので、幅広く市民の人が使ってもらわないと、もうスタートの段階で使える人、使えない人ができてしまうというのは、これはちょっとどうなのかなというのもありました。

そうしている中、最近名古屋市では、デジタル分もあったけれども、紙分も作るとか、そういったことも出てきています。だからといって、紙がいいとは思ってないですし、できたらデジタルでやっていくのはいいとは思いますが、ただ、そこまでの土壌が今四日市市にあるかという、まだまだそこまでデジタルというところに精通してないのかなと。

デジタルは必要なんですけど、やっぱり誰一人取り残さないデジタルというのが一番大事なことであって、もう今既に取り残された人がいる中で、これを進めるというこの決定がちゃんと段階を踏んで行われたのかなというのが、えいやあで行ってしまうようでは、これ結構な額も使うことですし、やっぱりそういうところはしっかりと検討もしていただきたいなと思います。

ということと、あと一つ、実行委員会形式でされるんですよね、これ。主にこういった方々がメンバーになっていくんでしょうか。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

市、商工会議所、楠町商工会さん、あと、四日市観光協会さんと四日市商店連合会さんをメンバーと考えております。

○ 谷口周司委員

そこで4億4500万円の経費が計上されていくわけですけど、これも全てここに入っていくということですね。補助されていくということで書いてありますので、ここでの経費も4億4500万全て四日市市で補助していくということです。

ここはしっかりと業者選定であったりだとか、どういうふうに使われていくのかとか、そういったところは実行委員会でありながら、しっかりと調査確認はできるということでもよろしかったですか。

○ 秦商工課長

当然市も事務局として参画いたしますので、十分金銭の管理徹底はさせていただくつもりでございます。

○ 谷口周司委員

もう最後にしますけれども、これ商工会議所で、今までみたいな事務手続は全部商工会議所がやりますよというわけではないんですよ。実行委員会としてしっかりと市も参画しながら、これから業者選定もして、まだ何も今決まってない段階で、このシステムを店舗さんがQRかなんかを置いてやり取りするよというの、どこかの自治体がやっているものを今は掲示されているだけであっても、既にどこかの業者が決まっているというわけではないということですよ。

○ 秦商工課長

それもおっしゃるとおりで、現時点ではどこかの事業者が決まっているものではなくて、事務局に関しましては、今回商工課へ置く予定としております。

やはり金額が、おっしゃるとおり、かなり規模が大きくなっておりますので、市のほうでその辺りはむしろ管理して、事業者に関しては、今後いろんな外部の審査員等も入れながら適正に公平、透明性をきちんと担保して、きっちりと事業者のほうは決めさせていただきたいと思っております。

○ 谷口周司委員

もう意見にしますけれども、やっぱり大きな額を使って、コロナ禍、アフターコロナとして消費喚起をしていこう、その中には確かに商店を大切にしようという思いもあると思うんですけど、使う側の市民も、ここはしっかりとアフターコロナの対策として支えていこう、支援していこうというところも少なからずあると思うなら、やっぱりデジタルは、もう少し考えていただきながら、誰一人取り残さないデジタルというのを目指していかな

いと、もうスタートの段階であなたは対象じゃありませんよというのは、ちょっとこれ20億円も使ってやる市の事業としてはいかなものかと言わざるを得ませんので、ぜひその辺りはこれから説明会等でもしっかりとサポートしていただきながら、高齢者の方であるとか情報弱者の方にしっかりと説明の機会というのは徹底していただいて、誰一人取り残さないデジタルをぜひ目指していただきたいと思いますので、お願いいたします。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 森 智子委員

すみません、じゃ、関連でプレミアム付デジタル商品券のことを教えていただきたいと思います。

事業者に関してですけれども、この実行委員会が商工会議所や商店連合会とかというふうにありますけれども、そこに所属していない事業者さんというところも対象になるのかどうか、まず教えてください。

○ 秦商工課長

商工課長、秦です。

それは、登録する店舗の話でよかったですか。

全然、対象は市内にある店舗を構える事業者であれば、特に要件はありません。

○ 森 智子委員

じゃ、業種というか、何屋さん、どんな商店でも対象になりますよということによかったですでしょうか。

○ 秦商工課長

お見込みのとおりでございまして、逆に、取り扱えないものが決まっているということになっていまして、事業者側の制限は基本的にはあまり、今回は制限は、飲食店であるとか、そういうものはございません。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

事業者さんからの立場で考えますと、QRコードを実行委員会から与えられて、それをQRコードで読んでいただくということで、端末等を事業者さんが、それまでデジタルの決済をやっていない事業者さんであっても、そのQRコードをいただくことで、その決済で、特に新たな投資をしなくても、この事業に関われるということによろしいでしょうか。

○ 秦商工課長

こちらもおっしゃるとおりで、基本的に事業者が今回経費として負担するものはございません。

送られてくるのは、機材とかそういうものではなくて、QRコード、紙に印刷したもの、あるいはもう少し要るのか分かりませんが、それをご準備いただいて、あと、入金される登録だけはしていただく必要がございますけれども、経費というものは、基本的には発生しないものと考えております。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

では、利用者側の話ですけれども、デジタル決済ということで、いわゆるスマホで決済機能を持ったそれを使うということですね。例えばPayPayであったりとか、そういうところに——ごめんなさいね、分からないので——チャージをしてもらって、それで決済をするという考え方でしょうか。すみません、ちょっとよく分かってなくて。

○ 秦商工課長

現時点でちょっとまだ、先ほどの話で事業者が完全に決まっていませんけれども、谷口委員もご指摘ありましたように、誰一人取り残さないという精神の下、できるだけ皆さんを広く拾えるやり方というのが、スマホに新たな何か機能というよりも、ウェブ上のブラウザであったりとか、あるいはアプリをダウンロードするだけとか、持っていれば取りあえずどんな方でもある程度使えるものとして、我々は、今のところ仕様としては考えております。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

ということは、これまでもスマホを使ってのデジタルで決済をしていない方であっても、スマホを持っていれば、そういうことを教えてもらいながらデジタル商品券を活用することはできますよということによろしいでしょうか。

○ 秦商工課長

現在のところスマートフォンさえ持っていれば、おっしゃるとおり、今回の事業を体験いただける、あるいは参加いただけるというふうに考えております。

○ 森 智子委員

ありがとうございます。

前回のさきめし券のときに、あれはペーパー、紙でしたけれども、年末までの使用期限ということで、たくさんの年配の方も購入をされた方がいらっしゃったかと思うんですけども、コロナの感染状況を見ながら、購入をされた方も活用する、夏にコロナが感染拡大やったから、じゃ、年末やなと思って、年末までが期限だからと思って大事に取ってあった。それで、年末も感染がちょっと拡大をして、結局使えなかったという方のお声もちょっと聞いておりますけれども、今回のデジタル商品券に関しては、コロナの感染状況の拡大があった場合に、利用の期限を延長する方向になるかどうかというところのご意向としてどうなのかなと思ひまして、お伺いをしたいと思ひます。

○ 秦商工課長

先ほどおっしゃいましたコロナウイルスの感染拡大状況によってということですが、商品券自体が資金決済法という法律がございますので、6か月以内に使わないと発行がちょっとできないというルールがございますので、原則的には6か月以内で終了はさせていただきますと思ひております。

○ 森 智子委員

分かりました。ありがとうございます。

様々な仕組みの関係もありますので、難しいところかと思ひますが、意見としては、先

ほど谷口委員が言われたように、そもそもスマートフォンを持っていらっしゃる方にとっては何のメリットもないお話になってきますので、ちょっと私的にはどうなのかなという、若干不安なところはあります。

本当に皆さんが喜んでいただける、そういう施策をしていくほうがいいのではないかなと思いましたので、そのことだけ意見として付け加えさせていただきます。

以上です。

○ 中村久雄委員

すみません、森委員のところちょっと分からなかったことがあって、事業者の負担というのは、QRコードを取るだけで、経費はかからんということやったけど、読み取るリーダーとかそんなものとかいうのが必要ないのかな、その辺がちょっとイメージ湧かなくて。

○ 秦商工課長

説明不足で申し訳ございません。

これがもしスマートフォンとしますと、事業者側はQRコードを準備いただくだけになっております。あと、登録手続として、実際にQRコードで決済した料金を実行委員会から振り込んでいただく口座を登録していただく必要はあります。

購入したときに、事業者はQRコードを置いておくだけになります。ここへまずQRコードを読んで、お店がここっちはっきりここでひもづけられます。ここで金額を入れて、確認をいただいて、決済する。ですから、ここでは何か事業者側に機材を用意してもらったりとか、何か特別なものをご準備いただくというのは、うちから配付したQRコードだけで済みます。

そのお金自体は、今現在月に2回程度を予定しておりますけれども、そのまま口座へこちらから振り込ませていただくという流れになっております。この振込手数料も全て実行委員会のほうで持ちますので、事業者側にとっては、負担はないという形になっております。

○ 中村久雄委員

要は、事業者側もスマートフォンを持っておけばいけるということだね。ほかに要るも

のではないと。

○ 秦商工課長

事業者側はスマートフォンを持っていなくても大丈夫です。

これは、買う人が持っていれば、事業者側はQRコード自体は紙に印刷したものであったり、プリントされたものがあれば結構ですので、事業者側は何か端末等を持っていなくても利用は可能。

○ 中村久雄委員

お客さんが持って、それでQRコードを読んで、そうしたら、その事業者の口座に振り込まれると。

○ 秦商工課長

そうですね、お店の口座へ。

○ 中村久雄委員

お店のところへね、なるほど。分かりました。

あと、違うことやけど、事務経費も結構かかるのかなと思うんやけど、4億5000万円が、これは事務経費、実行委員会のそういう面々もあると思いますけど、これがもし紙ベースと比較したらどういう、経費の使い方としたらどうなりますかね。

○ 秦商工課長

今回デジタルデバインド対策ということで、かなり数多く説明会等、そういう部分でちょっと経費的には実はかかっています。

さきめし券のケースで言いますと、事業費ベースで事務費が約11%かかっています。今回の事業自体は事務費、これちょっとスケールメリットが出ているのであれですけども、全体額が大きいのであれですけども、事務費自体は、全体に占める割合というのは6%ぐらいになっておりますので、やり方によっていろいろと一概に比べることができないんですが、当然、今谷口委員おっしゃる、完全にこれが浸透し切った暁には、アナログでできる部分というのがなくなると、かなりコストは下がってきますけれども、現時点の

いろんなフォローであったりとかアナログの部分がちょっと残っておりますので、その辺りの経費が完全に現時点では消化し切れてないですけども、さきめし券の時点と比べても、今のところ事務費は多くはかかっていないという状況になっております。

○ 中村久雄委員

今後のことを考えていっても、初期投資として考えたらいいということで考えているのかな。分かりました。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

○ 小林博次委員

二、三聞かせてください。

これ、実施時期はいつ。4月、5月。

○ 秦商工課長

ご購入いただくスケジュールにつきましては、市民先行受付を3月上旬ぐらいから始めまして、実際に使っていただく目標としては、今現在5月上旬ぐらいにはお使いいただけるように準備を今進めている状況でございます。

○ 小林博次委員

議会が通ったらの話やろ。

○ 秦商工課長

はい、そうです。

○ 小林博次委員

まさかこれで通ると思ってないやろうな。

質問もちょっと混乱しておるけど、商店、例えば飲み屋さんとか、5月までは待てやん。困っておるのは今で、さきめし券を出してくれるなら、何とか1月から使わせてください

と、何とか支援してもらえんかというのが今で、5月になったら店をやめておるかも分からんね。これ、商業振興だね。

今、谷口委員や森委員や中村委員の質問に答えておったけど、その一覧表ないの。こうやって使う、こうやってやるという。

商業者はどこなんやというやつも知りたいし、商業者と言っているけど、笑いが止まらんところもあるんやに、利益が上がって。出入りの業者まで金を配ったところありますやん。四日市から本社をどこかへ持っていったけれども、それどうやって選別するの。もうかっておるところも助けてやるわけ。

だから、どういうところへどうするというやつを一遍見せてくれやんと検討のしようがない。これがいいとか悪いとか論評のしようがない。

さきめし券のときもそうやったけど、手続のやり方が分からん人たちは、大体金のない人たちは当てが外れた、当たらなかつた。今度も同じことになると思うんやけど、税金を投入せんのなら何しても構わんけど、税金でやるとなると、そういう不合理なことを2回も続けると問題がある。

例えば議員はどうするのと、さきめし券のとき議員が率先して金を使ったけど、税金をもう一回自分たちがもらって使うというのは、これ国会議員も問題になっているけど、だから、あんた方遠慮しなさいよと、例えば市の職員は遠慮せえと、そういうことなんかもやっぱりやらんとあかんのと違うの。

あんた方はパソコンを持っておる、タブレット持っておる、スマホを持っておらん人はおらん。全部やれるわけや。そうすると、今たちまち困っていない人のところへ金が渡って、困っておる人どうやって助けてやるの。

だから、助ける気持ちがあるやろうから、こういう層にこうやってしてというやつを教えてくださいと、でないと、賛成とか反対とか意思表示ができませんやん。

血税を使って金持ちのところへ行くんなら、こんなん反対やし、税金を投入して生きるような使い方をしてもらうんなら、もう大いに賛成やし、だから、実態を見せてくれやんと、この層にこんなふうに渡す。デジタルを使えやん人たちで外れる人はどうするのかという対策を示してくれやんとあかん。名古屋市なんかは示しておるやん。デジタルがあかんのはアナログでいくよと行ってきちっと示してくれておる。その資料を下さい。

○ 平野貴之委員長

その資料は、今議会中ですね。今議会中、審査前ですね。

○ 小林博次委員

前や。見やんだら意思表示のしようがない。

○ 平野貴之委員長

その資料はいつ頃用意できますか。

○ 小林博次委員

そんなもんあるやろう。提案しておるのやで。

○ 石田商工農水部長

今回、事業者のほうですけれども、事業者は、先ほど申しあげましたように、何も制限はございません。どんな事業者も使えますけれども、商品券の中身自体は、中小事業者とそれ以外というふうに使い道が分かれています。半分は中小店舗でしか使えません。あとは共通券になりますので。

○ 小林博次委員

それはどこに書いてあるの。

○ 石田商工農水部長

先ほどの資料の最初のところです。28ページでよろしかったかな。

○ 秦商工課長

データの番号107番の28ページになりますけれども、このプレミアム付デジタル商品券の販売の体系であったり詳細については、こちらでまずご説明をさせていただいて、今回追加分のみちょっと一旦ご説明をさせていただいております。

○ 平野貴之委員長

これは、例えば個人が1000円分の商品券を買ったら、もういや応なく共通券が700円分、

中小店舗でしか使えないものが700円分と半々に分かれてやってくるということですか。

○ 秦商工課長

そうです。

○ 平野貴之委員長

ということです。

という資料が必要ということですね、小林委員。

というのか、資料は、それはここにあるけど、どういう層をターゲットにしてとか、使い方とかそういうことですか。

○ 小林博次委員

一番気になるのは、どんな層に金が渡るのか。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

前回のプレミアム付商品券の場合によりますと、主に一番多く使われているのは飲食店であったり、あとはサービス業の方で使われている傾向がありました。

今回、プレミアム付デジタル商品券につきましては、幅広く様々な事業者の方でお使いいただいて、委員おっしゃるように、確かに今回の支援につきましては、できる限り皆さんに経済を回していただくという中で、いわゆる成長と分配の好循環ということも国も言っておりますけれども、そういう流れの少しでもきっかけとして四日市の中で、給付救済制度に関しましては、現在商工課で年度当初から11本事業を起しておりますけれども、今現在しているのが7本、前回の補正でも皆さんにお認めいただきましたテナントであったり、応援支援金、国のほうも復活支援金、いろいろこれ給付先出てきております。ここと重複しない形で、今回うちとしてはできるだけ、金持ち施策ではないんですが、消費を喚起、需要を喚起して経済を回す、これが目的と考えております。

○ 小林博次委員

言っておる意味と実態がずれておると思うんやけどな。

経済を動かすんなら、金持ちに金を渡したほうが経済は動きますよ。コロナ禍で生活が困っておる人を助けるために国の制度があるので、それに余分にプレミアムをつけたら、制度が変わりますやろう。別につくるべきや。

○ 石田商工農水部長

今回の事業は、先ほど申し上げましたように、基本的に事業者支援ということで、事業者さんのほうの負担はございませんので、広くどの事業者さんでも利用していただくことは可能です。

我々が届けたいというのは、そういうところにお金が行き渡るように事業をやりたい。

そのときに、今回はそこを使っていただく対象はデジタルデバイスを持っている方になります。そういう形を通じて事業者さんのほうに消費喚起が起こるようにしていきたい。

中小の事業者さんに行き渡るように、商品券の内訳は、先ほど申し上げた半分半分に分けてあります。これをすることによって、コロナ禍での消費喚起、プラス、当然これからデジタル社会にだんだんなっていきますので、当事業者の方々もデジタルというところを、やっぱり少し考えていっていただく必要があるとは思っています。

今回、事業者さんの敷居は非常に低くなっていますので、これを機会に一度入れていただいて、かつ、うまくデジタルデバイスを持っている消費者の方々にお金を使っていただければ、そこで回るというふうな形で事業を組ませていただきました。

○ 小林博次委員

生活に困った人をどうやって捉えるかやな。あんたらの感覚の中にはそんなん全くないやろうけど、金曜日に相談に来たのはどんな人が来たかというと、水道料金を滞納している、介護保険料滞納、仕事しておらん、飲み屋をしておるのやけど客が来ない。どうするの、それ。スマホを持ってない、タブレットを持ってない。どうやってするの。

○ 渡辺商工農水部理事

商工農水部、渡辺でございます。

いわゆる事業者さん側のほうでも、なかなかデジタルに入り切れてないという方もいらっしゃるということは存じ上げております。

繰り返しになりますけれども、コロナが始まりまして、いろんな事業者さんが非常に困

っているというところで、昨年度ちょっと前ぐらいから様々な融資とか、さきめし券もそうですけれども、融資事業、あるいはテナント支援、様々な事業をさせていただいております。

さきめし券以外につきましては、結構事業者さんに直接支援をとというような形の支援策が多かったというふうに思っております。

そういった中で、事業者さんのほうは、特に商店の方なんかですと、給付は非常にありがたいと声もいただいておりますけれども、やっぱり商売を回して行って何ぼのものやというのが、皆さんよくご意見をいただいております。そういった中で、今回それぞれの事業が回っていくような形で事業策を考えさせていただいたというものがあります。

先ほど小林委員も言っていただきましたように、一方で、いわゆるキャッシュレスというのを自分の店に導入できない、したことがないという事業者さんもたくさんいらっしゃるというのは存じております。その事業者さんには、今回想定させてもらっているのが、QRコードを店と銀行口座とひもづけて店に置いてもらうというような手法で思っています。

○ 小林博次委員

それは分かったんやけど、さっき僕が言ったのは、券をもらうより金が欲しいんやと、飯が食えんと、こういう困った人がおるやろと、その人をどうしてあげるのと。

○ 渡辺商工農水部理事

すみませんでした。

いわゆる事業者さんの直接支援ということ、今回の補正では計上はさせていただきません。

今まで昨年度で14事業で、昨年度と今年度合わせて18から20ぐらいの事業をさせていただいているところがございます。

いろんなお声をいただいておりますので、そういった今までやってきた事業も踏まえて、デジタル商品券は商品券、また、事業者さんの、別の支援というのは、今後検討していきたいなというふうには思っています。まだコロナもこれからどうなっていくか分からない、読めない状況の中でもございますので、そういったところは、我々できる限り現場の声とか国や県の動きも見ながら考えていきたいなというふうに思います。

○ 小林博次委員

そのところは分かります。分かりますけど、今、僕のほうが出しているのは、生活が苦しいので国が助けてくれるという制度なのに、商業の活性化でプレミアムつけて、そっちを重点にやるというと、じゃ、苦しい人を助けるという制度はなくなってしまう。分けなさいよ。

だから、アナログしかいけない人もおる。そういう人の対策と、それから生活対策、これで国が制度を打っておるのやから、その不足する分をきちっと出してこなあかん。

今提案しておる中身やったら、特別ボーナスをもらったりという企業の従業員にまでこれを渡す必要はないので、商業の活性化なら金のあるやつにどんどん配りゃあええ。そんなもん別に税金を投入する必要はないので、もっと別の方法で商店を助けたらいいわけやで、一々買いにくるか、買いにこんか分からんのに、当てにして待っておるわけにいかんから、直接助けたらいいわけやで。

だから、もう少し制度を実施しようとするなら、実現できるような中身で提案せんと、机の上で何か考えて、はいって言われても、実際に商業の活性化をやるって、今困っておるのやから、今助けてやってと。6月になったら死んでおるか分からん。

困っている人は、物を買うというよりは、生活費が欲しい。だから、その辺はやっぱり制度を足らんとところをきちっと補完して、それで、これで頼むわと言わんと、なかなか理解しにくい。

以上。

○ 平野貴之委員長

意見ということですね。

ほかに質問のある方、ありませんか。

○ 谷口周司委員

すみません、最後に、ごめんなさい、一つだけなんですけど、これデジタルということなので、上限が市民10万人ぐらいでしたっけ。10万人、大体あったと思うんですけど、デジタルで購入するということは、そのすごい膨大なデータが取れるわけじゃないですか。こういった年代の方がどこで買ったとか、男女別とか、そういった大きなビッグデータは

何か活用を今後するのか、いやいや、それはもう全然関係ありませんというものなのか、そういったところまで考えてこれをやっていくのであれば、デジタルでやっていく一つの利用価値もあるかもしれませんが、そこまで考えているのか考えていないのか、ちょっと教えていただければと思います。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。

今、谷口委員のご指摘は、もう本当に事業者との折衝の中で非常に有益なデータが取れるということで、調査項目の中にうちのほうももう既に主の中へ入れるつもりでおります。

消費動向のこれだけ詳しいものが取れるのは多分今回初めてになりますので、どういう年齢層の方がどういうところで、どんなものまではちょっと難しいか分かんですけども、どういう買物をされているというのが、一旦バイアスがかかっていますけれども、おおむねそういうこれまでにないデータというのがやっぱり取れるような状況になっておりますので、委員おっしゃっているように、これを今後の事業にきちんと活用できるように、しっかりとそういう有益なものとして扱っていきたいというふうに思いますし、きちんと調査したものは提出するように考えております。

○ 谷口周司委員

どうせやるならそういったところもしっかりと検討していただいて、これをやると新たなものが次に挑戦ができるとか、今、石田部長が、デジタルで今までなかなかできなかったこと、これをきっかけに四日市にデジタル化をさせていくんだとか、そういったところも一緒にしていただかないと、なかなかこれだけでは本当にできやん人は排除して、できる人だけでということになりかねないので、デジタルのきっかけをつくるとか、それによって次に消費動向確認した上で、それを使って次どういう手を打っていくとか、ぜひそういったところも検討していきながら、ゆっくりじっくりしていただきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問、意見のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

なければ、では、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

討論はありませんか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、採決に入りますが、よろしいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

反対表明がありませんので、簡易採決とさせていただきます。

議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）のうち、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第5款労働費、第1項労働諸費中関係部分、歳出第7款商工費、第1項商工費中関係部分、第3条債務負担行為の補正中関係部分については、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第1条歳入歳出予算の補正、歳出第5款労働費、第1項労働諸費、第1目労働諸費、歳出第7款商工費、第1項商工費、第2目商工業振興費、第3条債務負担行為の補正（関係部分）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

全体会に送るべき項目はございますか。ありませんか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないということで、では、次に、常任委員会に切り替えて、議案第55号四日市市地場産業振興センター条例の制定についてを議題といたします。

議案第55号 四日市市地場産業振興センター条例の制定について

○ 平野貴之委員長

説明をお願いします。

○ 秦商工課長

商工課長、秦でございます。よろしくお願いいたします。

資料のほうでございますが、資料ナンバー104提出議案参考資料をご覧ください。提出議案参考資料の8ページをご覧ください。

議案第55号ということで、四日市市地場産業振興センター条例の制定でございます。

まず、繰り返して申し訳ないですが、制定の背景ということで、じばさん三重さんが解散ということで無償譲渡を受ける施設の設置及び管理に関する条例を今回制定いたします。

内容でございますが、2番のところですけれども、条例の名称は、四日市市地場産業振興センター条例、目的につきましては、地場産業の育成及び振興を図るとともに、市民の地場産業に対する理解を深めることにより、地域経済の活性化並びに市民の生活の質の向上に寄与するというものになっております。

事業でございますが、①地場産業の育成及び振興を図るための事業、②地場産業の育成及び振興に資する情報の収集及び提供並びに相談に関すること、そして、③センターの施設及びその附属設備等の提供、貸館ということで、④がその他でございます。

開館時間でございますが、1階名品館が午前10時から午後7時まで、2階から6階の貸

館につきましては、午前9時から午後9時までというふうになっております。

休館日は、原則毎週水曜日及び年末年始、12月29日から翌年1月3日までと考えております。

使用料につきましては、立地、近隣の施設とのバランスを勘案しまして、基本的にはじばさん三重の使用料を継続と、維持するというように考えております。

制定の効果でございますが、市の直営施設として運営を行いますので、施設設置条例を新たに制定し、当面の間でございますが、基本的にはこれまでじばさん三重が担ってきた役割・機能を維持していくというものと考えております。

施行期日は、令和4年4月1日となっております。

条例設置を受けた後、施行まで4月1日、少し時間があるんですが、貸館につきましては、仮で、施設の利用者の方にちょっと影響が出てくると大変申し訳ございませんので、仮予約をさせていただこうかというふうに考えております。

以上でございます。

それで、すみません、条例の本編につきましては、資料103番の議案書の中で37ページに条例のほうは掲載させていただいております。

以上でございます。

○ 平野貴之委員長

では、ただいまの説明いただいた議案に対して質問、意見のある方は挙手をお願いします。

大丈夫ですか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、別段質疑もないようですので、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、討論はないようですので、採決に移りたいと思います。

反対表明がないので、簡易採決とさせていただきます。

議案第55号四日市市地場産業振興センター条例の制定については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第55号 四日市市地場産業振興センター条例の制定について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

それでは、理事者の一部入替えがありますのでお待ちください。

休憩を10分取りましょうか。午後3時55分まで。

15 : 45 休憩

15 : 52 再開

○ 平野貴之委員長

では、再開いたします。

議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算(第8号)

第3条 債務負担行為の補正(関係部分)

議案第44号 令和3年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算(第1号)

○ 平野貴之委員長

それでは、次に、農水振興課、農業委員会所管部分に係る議案の審査に入り、議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）のうち関係部分及び議案第44号令和3年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）を一括議題といたします。
では、説明をお願いします。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課の杉本でございます。

タブレットのほうは、今日の会議の産業生活常任委員会、分科会の中の107令和3年度11月補正予算参考資料の87分の65ページをお願いします。

よろしいでしょうか。87分の65ページをお願いします。

債務負担行為についてですが、65ページの中段、北五味塚排水機場及び開栄樋門ほか2樋門保守点検業務委託でございます。

こちらは、楠町内の雨水浸水対策施設である北五味塚排水機場の保守点検及び大雨注意報などが発表された際の水位の監視やポンプの運転、排水といった業務の委託と、それと、開栄樋門ほか2樋門について、高潮警報などの発令時での施設管理業務の委託を行うものでございます。

期間は、令和3年度から令和4年までと、限度額911万9000円の債務負担行為の補正をお願いします。

○ 森田食肉センター・食肉地方卸売市場長

食肉センター・食肉地方卸売市場場長、森田でございます。よろしくお願いたします。
資料のほうは、タブレットのほう、続きまして87分の82ページのほうをご覧ください。
よろしいでしょうか。

食肉センター食肉市場の清掃業務委託の債務負担行為でございます。

事業概要といたしましては、当施設の事務所、会議室、更衣室、倉庫、トイレ、廊下、階段の床面、窓ガラスの定期清掃及び分別ごみの収集業務の委託でございます。

債務負担行為額、限度額としまして141万円でございます。

期間は、令和3年度から令和4年度の債務負担行為の補正でございます。

説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

以上でよろしいですね。

説明はお聞き及びのとおりであります。

では、ただいまの説明に関しまして質問、意見のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、ありませんね。

じゃ、討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

討論もないようですので、採決に移らせていただきます。

反対表明がありませんでしたので、一括議題での簡易採決とさせていただきます。

議案第41号令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）のうち、第3条債務負担行為の補正中関係部分及び議案第44号令和3年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）については、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るべきものはありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ありませんので、では、次に移らせていただきます。

[以上の経過により、議案第41号 令和3年度四日市市一般会計補正予算（第8号）、第3条債務負担行為の補正（関係部分）、議案第44号 令和3年度四日市市食肉センター食肉市場特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第56号 四日市市漁港管理条例の一部改正について

○ 平野貴之委員長

次に、議案第56号四日市市漁港管理条例の一部改正についてを議題といたしますので、説明をお願いします。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

タブレットのほうは、一つ階層を戻っていただいて、産業生活常任委員会、分科会の中の104提出議案参考資料の28分の9ページをお願いします。

よろしいでしょうか。

四日市市漁港管理条例の一部改正についてでございます。

こちらは、漁港漁場整備法第34条第4項に基づく模範漁港管理規程例が改正され、漁港施設の占用許可の期間が延長されたことに伴いまして、四日市市漁港管理条例の一部を改正するものでございます。

具体的な改正点につきましては、資料の2、改正の内容のところをご覧ください。

改正するのは、条例の第12条、占用の許可等のところになりますが、現行の条例においては、占用の期間につきましては、工作物の設置を目的とする占用にあつては1年、その他の占用については1か月を超えることができないと定めておりますが、こちらを10年を超えることができないというふうに改めます。

なお、議案聴取会全体会におきまして、加納議員より、模範漁港管理規程例における占用の期間が10年以内に改正されたのが平成31年、その平成31年の時点では市の条例の改正を行わず、なぜ今回市の条例の改正をすることとしたのかということについてご質問をい

いただきました。

この件につきましては、当日、総務部長からもご説明をさせていただきましたが、担当課のほうからも改めてご説明を申し上げます。

模範漁港管理規程例につきましては、漁港施設の維持管理等に関する国の技術的な助言でありまして、同規程例の改正に合わせ、必ず市条例を改正しなければならないものではないというところや、その当時、事務処理上、特に大きな支障もございませんでしたので、その当時、本市においては、見直しを行うという判断にまでは至りませんでした。

しかしながら、現在までに幾つかの他自治体において改正がなされていることや、事務の簡素化や行政サービスの向上といった観点から改めて検討を行った結果、このたび見直しをしていくことが望ましいという判断に至りまして、改正を行うこととしたものでございます。

続きまして、資料のほう、タブレットのほうの同じ資料でございますが、28分の18ページをお願いします。

○ 平野貴之委員長

これは、また別かな。

○ 杉本農水振興課長

すみません。

説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

では、ただいまの議案に対しまして質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○ 萩須智之委員

ありがとうございます。

最後の漁港の占有期間が10年を超えることができないということで、長くなったということで、これ、もともとの意味が分からずにぼやっと聞いておったんですけども、長く使えるようになって、借りる側はメリットが大きいということなんでしょうか、その辺を教えていただけたらと思うんですが。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

当然占用の許可を出される事業者さんは、これまで1年ということで、その都度申請のほうを出して、許可をさせていただいていたところでございますが、今回これで10年ということで延長されましたので、申請をする機会は減りますので、その点では申請者側にとっては負担軽減になろうかと思えます。

私ども行政のほうも、当然その処理等も10年に延びるということで事務の簡素化が図れるというところがありますし、占用許可を取られる方であっても、行政サービスの向上ということで改正を図っていくというところでございます。

○ 荻須智之委員

使用料とかそういうのは別に変わらずということなんですね。了解しました。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問のある方。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、なければ討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ありませんので、採決に移ります。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第56号四日市市漁港管理条例の一部改正については、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第56号 四日市市漁港管理条例の一部改正について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

議案第63号 工事請負契約の締結について
－農業センター再整備工事（建築工事）－

○ 平野貴之委員長

それでは、次に、議案第63号工事請負契約の締結について、農業センター再整備工事（建築工事）を議題といたします。

説明をお願いします。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

議案第63号工事請負契約の締結についてでございます。

タブレットのほうは、先ほどと同じ提出議案参考資料の28分の18ページをお願いします。

工事請負契約の締結についてでございます。

農業センターにつきましては、平成30年度に策定しました四日市市農業センター基本構想に基づきまして、農産物の試作加工室などといった農業者の方々の研修の場の整備に加えまして、より一層身近に農業と触れ合える場を提供できる施設としていくため、現在再整備を進めているところでございますが、こちらはそのための施設建築工事の請負契約の締結ということになります。

工事概要といたしましては、本館及び農業ふれあい館、あと、駐車場や物置の建築などとなっております。契約金額は3億30万円でございます。

また、契約の相手方は生川建設株式会社で、契約期間といたしましては、契約の日から

令和5年1月31日まで、工事のスケジュールは、資料に記載のとおりとなっております。

あと、資料の19ページから21ページにかけては、配置図及び平面図を添付させていただいております。

説明は以上でございます。

○ 平野貴之委員長

では、ただいまの説明に対して質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○ 小林博次委員

これ、総合評価方式の簡易型というのはどんなやり方というのと、二つ目が、これ自治会が反対しておったような感じがあるんやけど、もう了解を取り付けたのかな。その二つ。

○ 平野貴之委員長

答弁される方。

○ 三輪商工農水部政策推進監兼農水振興課課長補佐

農水振興課の三輪でございます。

まず、総合評価方式とは、公共工事発注におきまして、従来の価格のみで落札業者を決定したものを価格と価格以外の施工時の安全性であったり環境配慮、工事業者の技術などの提案を評価いたしまして、価格と価格以外の要素を含めて総合的に判断して落札業者を決定する方式でございます。

総合評価方式は、価格と品質の両方を評価することから、公共工事からの不良工事を排除し、公共工事の品質確保を促進されるもの、これが総合評価方式でございます。

その方式の種類として、一般的には特別簡易型というものや簡易型——今回採用になった方式ですけれども——標準型などの種類がありまして、四日市市としましては、ほとんどこの簡易型で実施しているという状況でございます。

○ 平野貴之委員長

よろしいですか。もう一つ。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

工事に当たりまして、地元の方々から安全対策など、あと、騒音、振動の件など、そういったお話も頂戴はいたしました。安全対策を講じていくということで、昨年度、安全対策を講じさせていただいたところもございますし、今後も騒音、振動等には十分気をつけながら工事を実施していく予定をしております。

以上でございます。

○ 小林博次委員

了解は取り付けたのかと聞いた。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

説明をさせていただいて、了解をいただいているというふうに認識をしております。

○ 小林博次委員

了解を取り付けても、取り付かんでも、こういう入札をして、決めると、業者が今度は挨拶に行く。挨拶に行くけど、了解がなかなか得られやんで、2年間指名停止になった業者があるね、四日市で。だから聞いただけで、はっきり分らんね。取り付けたのか、取り付けやんのか、イエスかノーで答えてもらおうと理解がしやすい。

○ 杉本農水振興課長

農水振興課、杉本でございます。

了解は取り付けております。

○ 平野貴之委員長

ということです。

○ 石田商工農水部長

補足ですけれども、農業センターの工事に関しましては、先ほど課長が申し上げたよう

に、安全対策とかそういうことに十分気をつけてくれというふうにお話をいただいております。その中で工事工程の説明をした段階で、それ以上、別に地元の方から要求はございません。そういう形で取り付けておるといふふうに申し上げました。

○ 小林博次委員

取り付けておると理解をしているね。返事もらったわけじゃないね。

○ 石田商工農水部長

それでオーケーとは言われていませんけど、駄目だとは……。

○ 小林博次委員

そのところだけ確認したかったの。

○ 石田商工農水部長

この工事内容で了解というふうに、はっきりした了解という返事はないですけれども、気をつけてくれといったところからのそれ以上の要求というのはございませんし、今のところ苦情も何もいただいております。

○ 小林博次委員

いや、過去の議会報告会の際に、なめんなよって言っておったから、かなり怒っておるのやなと思って、肩をもみほぐしたのかなと思って、そういう話を聞いてないから、という質問で、ありがとう。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問はありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないようですので、討論に入ります。

討論のある方は挙手をお願いします。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、討論もないようですので、採決を行います。

反対表明がありませんでしたので、簡易採決とさせていただきます。

議案第63号工事請負契約の締結について一農業センター再整備工事（建築工事）一は、原案のとおり決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

[以上の経過により、議案第63号 工事請負契約の締結について一農業センター再整備工事（建築工事）一について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

○ 平野貴之委員長

では、理事者の一部入替えがありますので、委員の皆様はしばらくお待ちください。

議案第42号 令和3年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）

○ 平野貴之委員長

それでは、次に、けいりん事業課所管部分として、議案第42号令和3年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）を議題といたしますので、説明をお願いします。

○ 村田商工農水部次長兼けいりん事業課長

けいりん事業課の村田でございます。

資料のほうのご説明をさせていただきたいと思います。

資料のほうは、107令和3年度11月補正予算参考資料の87分の81ページになります。

補正予算参考資料の中で、個別事業調書のほうでご説明をさせていただきたいと思いません。

今回計上の補正予算は、令和3年度車券売上金について、コロナ禍におけるインターネット投票が増加したことなどにより、年間の車券売上額が当初予算額を超過する見込みであるため、車券売上金の歳入補正を行うとともに、それに伴う車券払戻金等の関係経費の歳出補正を行うものになります。

なお、今後予定しております競輪場競走路の全面改修や、本日の協議会でもご説明をさせていただき施設整備などの大規模改修に備えるため、収益相当分を施設等整備基金への積立てを行うことといたしております。

また、併せて、けいりん事業課の職員の人件費減額補正を計上させていただいております。

補正額の歳入、車券売上金は38億円の増額になります。

また、歳出は、事業収入38億円の増加に伴う支出分の補正になり、車券売上金の75%を支出している車券払戻金28億5000万円をはじめ、車券売上金に応じた率で支出します臨時場外開催経費のほか、中央団体への負担金交付金などで36億2087万8000円、収益相当分として基金積立金が1億8900万円、以上のような車券売上げに応じるものと、人事異動に伴い職員構成が変動したことによりまして、人件費が987万8000円の減額になり、相殺いたしまして38億円の増額補正になります。

説明については以上でございます。

○ 平野貴之委員長

では、ただいまの説明について質問、意見のある方は挙手をお願いします。ありませんか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

質問はありませんので、討論に入りますが、討論はございますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

討論ありませんので、簡易採決で行いたいと思います。

議案第42号令和3年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）については、可決すべきものと決することにご異議ございませんか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

ご異議なしと認め、本件は可決すべきものと決しました。

全体会に送るものはありますか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ありませんということで、次に行きたいと思います。

[以上の経過により、議案第42号 令和3年度四日市市競輪事業特別会計補正予算（第1号）について、採決の結果、別段異議なく可決すべきものと決する。]

16 : 16 休憩

16 : 37 再開

○ 平野貴之委員長

では、次に、四日市競輪開催業務等総合業務委託の受託候補者選定にかかる審査結果について報告を受けたいと思いますので、説明をお願いします。

○ 村田商工農水部次長兼けいりん事業課長

けいりん事業課、村田でございます。

資料のほうは、003商工農水部（追加資料）の10ページのほうをご覧ください。よろしいでしょうか。

四日市競輪開催業務等総合業務委託ということで、現在、日本トーターさんのほうに発注をしております、次回の5年間の受託候補者の選定を今年度開催いたしましたもので、その件につきましてご報告をさせていただきたいと思っております。

四日市競輪場の開催業務等総合業務委託につきましては、四日市競輪開催業務等総合業務委託プロポーザル審査委員会を設置いたしまして、提出資料と応募者のヒアリングにより総合的に審査し、令和3年10月5日開催のプロポーザル審査会で受託候補者を選定いたしました。

なお、現在の仕様等の詳細について協議、調整をしております、受託者との契約締結につきましては、令和4年1月末を現在予定しているところでございます。

委託契約期間につきましては、令和4年4月1日から5年間の令和9年3月31日までであります。

昨年度のちょうど1年前のこの12月定例月議会の産業生活常任委員会においてもご説明させていただきましたとおり、複数年を見据え、機器更新を一括で行い、支出の平準化を行ったり、広報業務等で柔軟に複数年を見据え実施することなど一定の効果があったと考え、今回も5年の複数年契約で進めてございます。

プロポーザル実施状況につきましては、現地説明会に2社参加されました。最終的には、応募者は、現在の日本トーター株式会社さんの1社さんがプロポーザルに申込みをされました。

プロポーザルの審査会の採点は600点中429点でございます。プロポーザル審査会の基準に基づきまして、審査員6名の総合得点で6割以上、かつ候補者として適格かどうかの審査を実施してございます。その結果、日本トーター株式会社を受託候補者に決定いたしております。

5年間の見積額は26億176万8000円、税抜で、税込みいたしますと28億6194万4800円になります。

なお、5年間の債務につきましては、昨年度いただいております、29億1600万円になり、その範囲内で見積りが提出されて、今現在詳細について調整して契約に進めていると

というような状況でございます。

包括外部委託についての件の報告につきましては以上になります。

○ 平野貴之委員長

では、ただいまの説明に関しまして質問、意見のある方は挙手をお願いします。

○ 谷口周司委員

すみません、もう簡単に。受託したにもかかわらず、現在仕様等の詳細については協議、調整をしておりますというのは、これはよくあることなんですか。委託をして、受託をされてから仕様等の詳細を決めていくということ。

○ 村田商工農水部次長兼けいりん事業課長

けいりん事業課、村田でございます。

今回は特に防犯カメラの更新とか、あと、映像の施設の設置なんかで提案をいただいています。それを仕様に入れた上で、また、受託業者さんとしての新たな提案もいただきながら、金額、見積りをいただいています。

そのような中で、新たな提案なんかにつきましても、もう少しこういうことをしてほしいとか、あるいはこれは不要だというような調整もさせてもらいながら、最終的に金額調整をさせていただいて契約に至っていると。あと、機器更新についても、設置箇所についても協議した上で精査して決めているということで、そのようなところが若干変わってまいるということで、その調整を現在させていただいているというところでございます。

○ 谷口周司委員

ありがとうございます。

何はともあれ、これから構想（案）も絡んでくる5年間になろうかと思しますので、しっかりと連携していただきながら、何はともかくも、市民にとってとか利用者にとって、四日市市にとって質が落ちないようにサービスをしっかりと継続できるように、その辺りだけは確認をしていっていただきたいと思しますので、お願いいたします。

○ 平野貴之委員長

ほかに質問ある方。ありませんか。

(なし)

○ 平野貴之委員長

では、ないようですので、こちらの報告も閉じさせていただきます。

これで商工農水部に係る議題は全て終了しました。どうもお疲れさまでした。

じゃ、インターネット中継はこれで終わってください。

次、休会中の所管事務調査について、ご相談です。

まず、日にちなんですが、1月17日月曜日1時半からで今させていただいているんですけど、こちらでよろしいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

では、この日にさせていただきたいと思います。

あと、テーマなんですけれども、何か今回調査したいというテーマがありましたら言ってください。

○ 小林博次委員

この前、議会報告会の際にグローバルGAPの話があった。

だから、農業問題を少し触れればなど。

○ 平野貴之委員長

僕もそれは思っていました。その辺行きますか。

○ 谷口周司委員

人・農地プラン。

○ 平野貴之委員長

じゃ、その辺のことを調査項目に。獣害も入れますか。獣害は別にいいですか。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

幅広くなってしまう。

じゃ、人・農地プランを中心にちょっと、どんな資料を提供してもらおうとかありますか。

○ 谷口周司委員

あのときアンケートを実施したと言っていないんですけど、地元とか地域に。そのアンケート結果をもし集計されているのであれば。

○ 平野貴之委員長

その辺の進捗状況とか実態とか、そういう感じでいきますか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、そういう感じでいきたいと思いますので、よろしくをお願いします。

あと、行政視察についてです。資料を配付してもらいます。

日にちは、1月24日から26日で今組み立てています。結構いろんな候補地を事務局に探してもらっていたんですが、やっぱり今コロナということで、なかなか受入れ自体をやっているところも限られているということで、残ってきたのがこのような形です。

まず、長崎市なんですけど、まちぶらプロジェクトということで、地域とか中心市街地の活性化をハード、ソフト面にわたって今整備を進めているということです。

次、五島市、これは島を渡るんですけど、ここはマルチワーク、副業人材を見据えて、都会のほうから地方に人を引っ張ってくるということで、Iターン、Uターンを促すような取組をしているということで、こちらも参考になるんじゃないかなということで挙げてみましたが、いかがですか。よろしいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、これでいきたいと思いますので、じゃ、また、事務局に行程を進めていただきたいと思います。

裏に、一応今のところの行程があります。ジェットフォイル、船ですね。こんな形になっていますので、よろしくお願いします。

早いほうの船がジェットフォイルかな、こちらがちょっと荷物の大きさに規定があるみたいで、もしかして遅いほうのフェリーになるかもしれないということですね。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

縦・横・奥行き合計の長さが1 m以内でしたっけ。

だから、キャリーバッグやったらいけるということかな。でかいスーツケースやったら駄目ということかな。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

いけるのかな。いけそうですか。特に女性の方とかどうですか。どんな感じで行きますか。後藤さん、どうですか。

○ 後藤純子副委員長

大丈夫です。

○ 平野貴之委員長

大丈夫そうですか。ジェットフォイルで。ということで行きます。

(発言する者あり)

○ 平野貴之委員長

まだ日にちはその辺ありますので、組んでいきたいと思います。

あと、次の議題で議会報告会についてなんですが、12月27日月曜日、これは総合会館8階で、今回の議会報告会は数を絞ってということなので、議長、副議長、あと4常任委員会の委員長と、あと希望者ということで、この人数で行っていきますので、私が参加していきますので、よろしくお願いします。

次、3月30日水曜日、こちらは2月定例会議会の議会報告会、こちらはこの委員会メンバー全員でやるやつですけども、これは、今回は日永地区市民センターか楠地区市民センターということになりますが、これ今、決めるんですか。

これ、どちらがいいですか。

僕が3年ぐらい前かな、産業生活常任委員会の副委員長をしていたときに楠に行った覚えがあるんですけど、どうですか。

○ 丹羽議会事務局議事課主事

今、一番遠ざかっているのがその二つということです。

○ 平野貴之委員長

ということみたいですね。

別にどちらでもいいですが、もう日永でいいですか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

じゃ、日永でいきたいと思います。

最後、今回の予算分科会長報告、委員長報告の記載につきましては、正副委員長に一任という形でよろしいでしょうか。

(異議なし)

○ 平野貴之委員長

さっきの小林委員のプレミアム付商品券のことは書かせていただくということにしたい
と思います。

16 : 50 閉議